

経済と経営 19-1 (1988. 6)

〈論 文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」、および、「自然権」、「自然法」、の諸概念の分析 (第 I 章 —— 第 XII 章)

鈴木秀勇

第IX章 (つづき。VI. ~VIII.)

VI

1) a) 本・「第IX章」。前・V. に見たとおり、"EoL.", "DC." では、いわば〈第一〉と〈第二〉、および、数多くの「自然法」が「演繹」されたにも拘らず、「戦乱ニ压セラルルアイダ、法ハ黙シテ已ム」とされ、すなわち、ひたすら「心情を拘束するもの」に留まる「自然法」、とりわけ、いわば〈第二の自然法〉は、「平和」の〈創出〉にとり〈無力〉である、とされている。これは、よりもなおさず、「戦争の境遇」、「万人が万人を敵とする戦争」が、〈継続〉していることにはかならない。

b) だが、あらゆる「自然法」が、「平和」の〈創出〉にとって〈無力〉であるとされるにしても、しかし、同時に、他方で、いわば〈第一の自然法〉の・〈第一〉の〈内容〉部分 (「各人は、平和を追い求めよ」) は、前見 (本章・前出・IV. 3)) の〈論理〉により、「平和を造り出すことを眼目とする」「自然法」として、「平和の指針」たる「自然法」として、〈生きている〉のでなければならないはずである。

c) とするならば, “*EoL.*”, “*DC.*”は, 上記の・〈第一〉の〈内容〉部分に基づいて, なにらかの「平和への道」を, 示さざるをえない。

d) とはいへ, もとより, 一方で, 「自然法」は, 「平和」の〈創出〉にとつて〈無力〉である, とする以上, “*EoL.*”, “*DC.*”としては, “*Lev. (E. L.)*”とは異なり, とりわけてあの《條件》を含む「第二の自然法」の〈帰結〉たる「契約」, しかもこの「自然法」の〈論理を表現している〉「契約」によつて, 「平和」を〈創出〉し, 即, 「国家」を「産出」する, という理論を, とることは〈できない〉。

e) そこで, i) “*EoL.*”は, Pt. I. Chap. 19.§. 3. で, 「〔各人の〕防衛にとって必要不可欠でありますのは, お互いの援助 (mutual aid) なのです…」という立論によって, 〈「各人」の「防衛」の道〉, ひいては「平和への道」を, 示すのである (p. 101)。

ii) なるほど, (本章・前出・IV. 1), c). 『経済と経営』。18-4. 参照), 想起すれば, 「各人の・各物にたいする権利」〔「自然権」〕ゆえに, 「一方の人間は, 権利によって侵略し, 他方の人間は, 権利によって抵抗し」, それゆえ, 「人間たちは, 終ることなき疑念の中に生き, お互いに先制攻撃を仕掛ける方法に腐心する」のが, 「戦争の境遇」であるのであったし (Chap. 14. §. 10. p. 73), 「人間たちの・力の強さの平等と, そのほかの・自然にしたがう諸能力の平等と」によって, 「なんびとといえども, 長きにわたり身の安全を守るために, その力によりわが身の生命を保存する・充分な力をもたない」のが, 「敵意と戦争との境遇」であるのであったのであって (Chap. 14. §. 14. p. 74.), すなわち, 「戦争の境遇」とは, 〈あらゆる〉「各人」の〈分裂〉と〈相互の生命破壊〉との境遇である以上, 「各人」の「防衛」すなわち「生命の保存」にとって「必要不可欠」であるのは, 〈あらゆる〉「各人」の〈分裂〉と〈相互の生命破壊〉との正反対物である〈相互援助〉(「お互いの援助」)であるのは, 当然である。

iii) そして, 上記・e) の立論は, “*EoL.*”が, 「戦乱ニ压セラルルアイダ,

法ハ黙シテ已ム」としつつも、しかしながら、「戦乱」がつづくゆえにこそ、「各人」は、いわば〈第一の自然法〉の・〈第一〉の〈内容〉部分（「各人は、平和を追い求めよ」）に〈したがうことを、免れない〉、という・前見（前出・IV. 3)) の〈論理〉に、導かれざるをえなかつたことを、示している。

f) “DC.” もまた、Cáp. V. §. 12.において、「戦乱ニ压セラルルアイダ、法ハ黙シテ已ム」と記したのにつづき、「このことは、ひとり市民法〔キケロの言う「成文法」〕について真実であるばかりではありません、また、…心情に、ではなく、行為に、かかわる場合の・自然にしたがう諸法〔自然法〕についても、真実であるのです」と付記し、そして、“EoL.”とひとしく、前出・e), iii) の〈論理〉に導かれて、次・§. 3. で、つぎのように語っている。

「それゆえ、平和の維持にとり必要不可欠でありますのは、自然にしたがう法の執行ですし、そして、自然にしたがう法の執行にとり必要不可欠でありますのは、〔この法の執行の〕確実な保証であるのですから、吟味されなくではなりませんのは、こうした・確実な保証を与えるものは、なにか、であります。このことのために考え方かれることができますのは、ただ一つ、お互いの・お互いにたいする侵略が、却って、お互いにとって危険なものとなり、その結果、双方の人間がそれぞれ、戦争を仕掛けるよりは、戦争を控えるのが、自分にとって得策である、と考える・そのような・有効な援助者集団（auxília idónea [アウクスィリア・イドーネア]）を、各人が、わが身のためにつくり上げることだけであります」（傍点は、原文イタリク。OL-II. p. 210）。

g) すなわち、“EoL.”にあって、〈「各人」の「防衛」の道〉である「お互いの援助」に当るものが、“DC.”にあっては、〈「戦争を控える」道〉、すなわち「平和への道」として、「各人」が「有効な援助者集団を、…つくり上げる」ことである。

2) a) だがしかし、「お互いの援助」、あるいは、「有効な援助者集団を…つくり上げる」ことが、はたして、“EoL.”, “DC.” の言うように、〈「各人」

の「防衛」の道〉、「平和への道」たりうるであろうか。

b) というのは。 i) 「お互いの援助」、「有効な援助者集団を…つくり上げる」こと——合して〈相互援助〉——が、〈各人〉の「防衛」の道〉であり、「平和への道」である、とは、〈相互援助〉が、「戦争」から「平和」への〈転換の道〉である、という意味でなてはならぬ。

ii) である以上、〈相互援助〉は、「戦争」を「平和」に〈転換〉させるもの、すなわち、再言すれば、「平和を造り出すことを眼目」とし「平和の指針」たる「自然法」によってでなければ、〈形成〉されることは、できないはずである。

iii) だが、"EoL.", "DC." の言う〈相互援助〉が、はたして、「自然法」によって〈形成〉されたものであるであろうか。

c) そもそも、「お互いの援助」なる概念は、(「第VII章」。IV. 1), a). 『経済と経営』。18-2. 68ページ、参照)、"EoL." が Pt. I. Chap. 12. で、「戦争」と「平和」との対比において「意志」と「行為」との関係を論示する§. 7. に、つぎのように現われるものなのである。

「第七節。多数の人間の意志 (the wills) が、ある・同一の行為 (some one and the same action), ないしは、同一の効果 (effect) に向かって生ずる場合、多数の人間の意志の・この集中 (concourse) が、合意 (CONSENT) と呼ばれるのです。合意といふものによって、私たちは、多数の人間がもつ・单一な意志 (one will of many men) を、理解してはなりません。なぜなら、各人は、各自の・別々の意志をもっているからです。理解しなくてはなりませんのは、[合意とは]、单一の効果を生むことにたいする・多数の意志 (many wills to the producing of one effect) [である、ということ] なのです。これに反し、ふたりの・背を向け合った人間の意志が、お互いにたいして交互に抵抗となる・そのような行為を生む場合には、このことは、争い (CONTENTION) で呼ばれます。そして、この争いが、お互いの身柄に及ぶのが、戦闘 (BATTLE) です。これにひきかえ、合意から出てくる行為が、お互い

の援助 (mutual Aid) なのであります」(p. 63)。

d) この (Chap. 12. §. 7.) 規定にしたがえば、「お互いの援助」、「有効な援助者集団を…つくり上げる」という「行為」は、「合意から出てくる」ものである以上、〈相互援助〉を言うことは、これを生む「合意」(〈多数の人間の意志の・ある・同一の行為ないし効果への集中〉) を語ることと、〈不可分離〉である。

e) なればこそ, “EoL.” は、前見のように、Chap. 19. §. 3. にあって、「[各人の]防衛のために必要不可欠でありますのは、お互いの援助であります…」と述べたあと、§. 4. で、前掲・Chap. 12. §. 7. を指示して、「合意」が、「お互いの援助」を「効果」あらしめるものである、とするのであり、

“DC.” もまた、Cáp. V. §. 3. で、「合意」(cōnsēnsio. [コーンセーンスィオ]) が、「有効な援助者集団」を、(したがって、「自然にしたがう法の執行」の「確実な保証」を), 「生み出す」、とするのである。(ただ、そこに、この「合意」にとって「必要不可欠であるのは」として、「お互いの協力のために提携する (cōspírant. [コーンスピーラント]) 人間の数が、多数であって、ために、少数の人間が敵側につくことが、少数の人間たちにとって、勝利をおさめるための・歴然たる誘因とはならない」(§. 3. OL · II. p. 210, p. 211.) ことである、という要件が、付記されはするが)。

f) そこで、問いは、「お互いの援助」、あるいは「有効な援助者身団を…つくり上べる」こと、および、この各々を「生み出す」「合意」——この・二つのもの、いったい、「自然法」に基づいて〈形成〉されたものであるか否か、に拡がる。

g) “EoL.” においては、このように「お互いの援助」とそれを生む「合意」との概念が示されている・前記・Pt. I. Chap. 12. では、論述は、いまだ、いかなる「自然法」にも〈及んでは、いなかった〉のである。(「自然法」についての論示は、Pt. I. Chap. 14. の最終 prg. 14. および、Chap. 15, 16, 17, 18.

において初めて、現われる)。

ということは、Chap. 12. にあって、〈相互援助〉と「合意」とは、〈いかなる〉「自然法」によっても〈形成されたものでは、なかった〉、ということである。

h) さらに、その上、「戦乱ニ压セラルルアイダ、法ハ黙シテ已ム」(Chap. 19.) とされているのであってみれば、〈相互援助〉と「合意」とは、諸「自然法」が挙示された (Chap. 14. —— 18.) あとの Chap. 19. にあっても、依然として、〈あらゆる〉「自然法」から、〈切断されている〉のであり、この二つのものが、「自然法」によって〈形成されたものでない〉ことは、ますます確かである。

i) また、“DC.”・Cáp. V. §. 3. については、つぎのことが言われなくてはならない。

すなわち、i) すでに諸「自然法」が挙示されているとはいえ、「戦乱ニ压セラ」れて「黙シテ已」んでいる「自然法」を、「平和の維持」にとって「必要不可欠」なものたらしめる〈目的〉で「執行」するための〈手段〉が、「有効な援助者集団」である以上、後者と、それを「生み出す」「合意」とが、〈いかなる〉「自然法」によっても〈形成せられたものであるはずが、ない〉のである。

ii) さらにまた、(“EoL.” に言う「お互いの援助」とひとしく)、「有効な援助者集団」と、それを「生み出す」「合意」とを〈形成〉するものは、なによりもまず、“Lev. (E. L.)” が示している「第二の自然法」でなくてはならないはずである。

なぜなら。α) “EoL.” の言う「各人の・各物にたいする権利」，“DC.” における「万人の・万事にたいする権利」(「自然権」) が、「各人」によって「保持」されている限り、(「お互いの援助」), 「有効な援助集団」と、それを生む「合意」とが〈形成〉されることは、〈不可能〉であることは、言うまでもないことであり、それゆえ、それらの〈形成〉は、「戦争」の「身の上」にある。

〈あらゆる〉「各人」が、 “Lev. (E. L.)” の言う「第二の自然法」にしたがつて、各自の「自然権」を、〈相互に、かつ同時に〉、〈第三者〉に〈手渡ス〉（「譲渡」・「移譲」する）ことによってのみ初めて、〈可能〉となるからである。

β) しかるに、(“EoL.” にあってとひとしく) “DC.” は、 “Lev. (E. L.)” の「第二の自然法」に〈似て、しかし、まったく非なる〉・いわば〈第二の自然法〉を、示しているにすぎなかった。

γ) それゆえ、「お互いの援助」、「有効な援助者集団」と、その「合意」とは、それらの〈形成〉にとって必須な・上記の「自然法」からも、〈切斷されている〉のである。

j) こうして、“EoL.”, “DC.” いずれにあっても、 i) 〈相互援助〉と、それを生む「合意」とは、それが〈各人の「防衛」の道〉となり「平和への道」となりうる要件——すなわち、「戦争」を「平和」に〈転換〉せしめる「自然法」(とりわけ、 “Lev. (E. L.)” の「第二の自然法」)によって〈形成されたものでは、ない〉。

ii) 上記の二つのものは、所詮、“EoL.”・Chap. 12. から、“EoL.”・Chap. 19., ないし, “DC.”・Cáp. V. へ、〈借用〉されたにすぎないのである。

k) 上述したところは、〈相互援助〉と、それを「生み出す」「合意」とは、“EoL.”, “DC.” が言う〈各人の「防衛」の道〉・「平和の道」たりうる〈論理上の根拠〉を、〈欠いている〉ことを、示すものにはかならない。

l) それゆえ、“EoL.”, “DC.” は、「お互いの援助」、「有効な援助者集団」、そして、それを生じさせる「合意」との概念において、〈論理上の・第五の難点〉をもつ、としなければならない。

3) はたせるかな、 a) “EoL.” は、前見のように、Chap. 19. §. 3. にあって、「お互いの援助が、〔各人の〕防衛にとって、必要不可欠である」と述べ、つづく §. 4. において、その〈相互援助〉を生む「合意」の規定を、Chap. 12. §. 7. にしたがって再記したのち、その・同じ §. 4. で、論を転じて、まず、

「合意」と、「合意から出てくる」〈相互援助〉とは、「平和」と「各人」の「防衛」という・自らの〈目的〉に〈たえないもの〉・〈持続しがたい〉ものである、とし、したがって、つづいて、〈相互援助〉と「平和」とが、「人間たちのあいだで持続」するために〈必要不可欠〉な〈條件〉を、示さざるに立ち至るのである。

すなわち、つぎのように言われる。——（「第VII章」。IV. 1), a); 2)。上掲・68, および, 69ページ, 参照), 「合意」が、「各人」の「防衛」にかかる「情念」と「行為」とを動因として、「つくられ」、この動因が「つづく限りは、つづく」にしても、しかし、「かくもおびただしい数の人間たち」が抱く「判断」の「背馳」と、「自然にしたがって、名声と利得とを争い合う」「情念」の「背馳」とがある以上、「敵である者に立ち向かってお互いが援助し合う」という・多数の人間の合意が持続するのみではなく、多数の人間のあいだに平和が持続していくこと」は、「その人間たちを制御する(rule)・ある・共通・共同の恐怖 (some mutual and common fear) がなくては」、「不可能である」(pp. 101-102)。

すなわち、i) 〈「各人」の「防衛」の「防衛」の道〉・「平和への道」たるべき・「多数の人間」の・〈相互援助〉を生む「合意」は、〈持続しがたく〉、したがって、「多数の人間のあいだ」の「平和」も、〈持続しがたい〉。

ii) この・「合意」がもつ・〈持続不能〉という〈脆弱性〉について、“EoL.”が挙げる根拠の・さらに〈根拠〉は、「合意」と〈相互援助〉とが, “Lev. (E. L.)”の「第二の自然法」にしたがって〈形成されたものではない〉ところから、「多数の人間」各自がもつ「各人の・各物にたいする権利」, 「万人の・万物にたいする権利」(「自然権」)を構成する・「各人」の「判断」と「情念」とが、支配力を失わず、ために、「各人」のあいだに、「判断」の「背馳」と、「情念」と「背馳」とが、必然に生ずるところにある、としなければならない。

iii) それゆえ、〈相互援助〉の「合意」と「平和」とが〈持続〉するために

〈必要不可欠〉な〈條件〉は、「多数の人間」の・「判断」と「情念」との「背馳」を〈抑圧〉する、という意味で「人間たち」を「制御」するところの・「共通・共同の恐怖」という「情念」たらざるをえないものである。

b) “DC.”もまた、ひとしく、本・VI. 前出・2), e)に示した・「協力」・「提携」する「人間の数」の「多数」という要件の付記につづく§. 4. で、こう語っている。

「第四節。さて、つぎに、わが身を防衛する目的で集合する人間たちの数が、たとえどれほど大きなものでありますとも」、「しかし、その・おびただしい数の人間たちが、自分たちを防衛すべき・最善の方策について、お互いのあいだで合意することがなく、各人が、それぞれ自分なりの方法で、自分の力を行使するのであれば、なんの効果もえられはしません。なぜなら、見解の分裂によって、人間たちは、お互に妨害者となるからであります」。「ないしはまた、勝利の見込み、あるいは利得の見込み、あるいは生命救出の見込みによっては、充分に、单一の行為への合意がえられるにしましても」、しかし、「そのあとで、知能の背馳、意図の背馳、ないしは、競り合い、羨望・嫉妬により、これらによって、人間たちは、自然にしたがい、お互のあいだで争い合うのですから、人間たちは、お互に引き裂かれるのであります」、「ために、ある・共同の恐怖 (*commūnis aliquid metus.* [コムムーニス・アリクウア・メトゥウス]) によって抑圧される (*coercēantur.* [コエルケアントゥウル]) ことがなくては、人間たちは、お互に協力し合おうという意志も抱くはずはありませんし、また、お互のあいだで平和を保とうという意志も抱くことがないはずです」 (Cáp. V. §. 4. OL · II. p. 211)。

こうして、“DC.”にあってもまた、「各人」の「防衛」と「お互の協力」との「意志」にとって〈必要不可欠〉な〈條件〉は、「人間たち」が、「ある・共同の恐怖によって、抑圧される」ことである。

c) しかし、i) “EoL.”は、さらに、「多数の人間を制御する・ある・共通・共同の恐怖」という文言を、「多数の人間が、それにたいする恐怖によっ

て、自分たちのあいだで平和を維持することと、共同の外敵に立ち向かって、自分たちの・力の強さを統合することとの双方へ、強制されるような・ある・共同の力の設立 (the erection of some common power) がなくては、合意も、多数の人間の・共同の平和にとっての・充分な・確実な保証にはならないのです」(§. 6. p. 103) という叙述へ補完し、

また、ii) “DC.” は、「多数の人間が、ある・共同の恐怖によって、抑圧されることはなくては」という言句を、「…それによる処罰への恐怖ゆえに、ひとりひとりの人間が指導される・ある・共同の力 (pótestás áliqua commūnis. [ポテスター・アリクウア・コムムーナス]) がなくては、協同、あるいは、合意された結合も、自然にしたがう正義〔「自然法」、の意〕の執行に必要とされる・確実な保証たるに充分ではないのです」という記述に展開するのである (s. 5. OL · II. p. 213)。

d) こうして、「お互いの援助」を「生み出す」「合意」を、「多数の人間の・共同の平和にとっての・充分な・確実な保証」に強化するもの、あるいは、「合意された結合」(「有効な援助者集団」) を、「自然にしたがう法」の「執行」の「確実な保証」に高め、すなわち、「平和を維持」するに確固たるものたらしめるのは、——自らのもつ「力」にたいする「恐怖」によって、ないしは、その「力」をもってする「処罰」への「恐怖」によって、「多数の人間」を、「自分たちのあいだで平和を維持すること」と、「共同の外敵に立ち向かって、自分たちの力の強さを統合すること」とへ、「強制」し「指導」する「ある・共同の力」の「設立」である。——これが、“EoL.”, “DC.” が到達することになる・共通の立論である。

4) a) 上掲・3), d) の・“EoL.”, “DC.” に共通の・この立論は、“Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. VIII. の中で繰り返される理論——すなわち、i) 「人間たち」を「ひれふせさせ」、「恐怖させ」、「静まらせておく」(L.「抑圧する」) 「共同の力」の〈非存在〉が、「各人が各人に敵対する戦争」の〈三つの・個別の原因〉たる諸「情念」(および「理性」) を〈活動〉させる〈条件〉であ

る、とする理論——(「第II章」。I. 6)。『経済と経営』。17-2. 116 ページ、参照),

ii) 逆に言えば——したがって、上記の「共同の力」の〈存在〉が、「戦争」の〈諸原因〉(諸「情念」と「理性」)の〈活動〉を「抑圧」するのであり,

iii) それゆえ、かかる「共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)が、「平和」の〈創出〉である、とする〈理論〉——の《原型》である。

b) 《原型》である、とする〈根拠〉を、冗長に墮するおそれをあえて犯して、述べれば。

i) “*EoL.*”は、本・VI. 前出・3), a) に見たとおり、Pt. I. Chap. 19. §. 4. の末尾において、「敵であります者に立ち向かってお互が援助し合うという・多数の人間の合意のみではなく、多数の人間のあいだに平和が、持続していくことは、その人間たちを統御する・ある・共通・共同の恐怖がなくては、不可能であります」と述べたのち、この所論を、同上・3), b) に示したように、§. 6. で、「多数の人間が、それにたいする恐怖によって、自分たちのあいだで平和を維持することと、共同の外敵に立ち向かって、自分たちの・力の強さを統合することとの双方へ、強制されるような・ある・共同の力の設立がなくては、合意も、多数の人間の・共同の平和にとっての・充分な・確実な保証にはならないのです」という立論に展開させるのであるが、その中間の§. 5. にあって、この立論の〈根拠〉たるべきものを、挙示している。

ii) この挙示は、“*DC.*”および“*Lev. (E. L.)*”にもひとしく現われる・アリストテレスの所論にたいする批判の形で、行なわれているのである。

iii) そして、“*DC.*”と“*Lev. (E. L.)*”とは、以下に見る・「第一に」から、「最後に」までの・六点にのぼる論旨と叙述とにおいて、(“*Lev. (E. L.)*”は、要点を、より明確にしているにせよ)，ほとんど相蔽い、“*EoL.*”は、記述の上で、少しく趣きを異にしながらも、論旨にあっては、上記・二著述と共通

なのである。

iv) そこで, “EoL.” の記述を立ち入って示し, かつ, “DC.” の叙述に対比させて記せば。

“EoL.” Chap. 19., §. 5. は, まず, 以下のように, 述べ始める。

α) Chap. 19. の先行・§. 4. 末尾の所論——再言すれば, 「人間たちを統御する・ある・共通・共同の恐怖がなくては」, 「敵である者に立ち向かってお互いが援助し合うという・多数の人間の合意のみでなく, 多数の人間のあいだに平和が, 持続していくこと」は, 「不可能である」という所論——にたいして, つぎの反論がなされるかも知れぬ。すなわち, ——われわれが, ある・理性をそなえていない生物についてもつ経験は, これらの生物が, 理性をそなえてはいないにも拘らず, 自分たちの・共同の利益のために, 平和と利得と防衛という目的にとって, これ以上のものは心に抱けぬほどに, 見事な秩序と統治との中に絶えず暮らしており, それほどに, 自分たち同志のあいだで反乱と戦争とに無縁である, という経験である。われわれが, かかる経験をもつのは, あの小生物・蜜蜂であり, それゆえ, 蜜蜂は, 国家^ヲツクル動物 (*animālia política* [アニマーリア・ポリティカ]) の一つに, 数えられているのである。であるとすれば, 協同 (concord) がもつ利益を予見できる人間とあろうものが, 蜜蜂と同じように, 強制をまたずに (without compulsion), 上と同じ・見事な秩序と統治とを絶え間なく維持することができない理由があるであろうか——。

(“DC., Cáp. V. §. 5.。——アリストテレスは, 国家をつくる, と名づけている動物のあいだに, 人間のみでなく, また, 蟻・蜜蜂などのような・多数の・ほかの動物たちをも, 数え上げている。これらの動物は, 合意 (pácta. [パクタ]) を交し統治に服する能力たる理性をそなえてはいないとはいえ, にも拘らず, 協同することによって (cōnséntiendō. [コーンセンティエンドー]), すなわち, 同一のものを欲求し同一のものを回避することによって, 自分たちの行動を, 共同の目的に向けるのであり, ために, これらの動物の

集団は、なんらの反乱の危険にもさらされないのである。とはいえる、これらの動物の集団は、国家 (*civitas*) と呼ばるべきではなく、したがって、これらの動物そのものも、国家をつくる (*política*) [動物] と呼ばれるべきではない。なぜなら、言うまでもなく、これらの動物を導く力は、協同 (*cōsēnsio.* [コーンセーンスィオ]) であるにすぎないし、ないしは、多数の欲求が单一の対象に向かうことであるにすぎないのであって、国家にあって必要とされる・単一の意志 (*ūna vōluntās.* [ウーナ・ウォルウンタース]) が、導く力ではないからである。なるほど、もっぱら外部感覚能力と欲求とによって生きていく・これらの生物の場合には、協同は、持続する力をもっている。したがって、お互いのあいだで、協同を維持し、その帰結として、平和を維持する目的にとっては、これらの生物の・自然にしたがう欲求以外には、ほかになにものも必要では、ない。しかるに、人間の場合には、事情はちがうのである。――)。

β) ついで、“EoL.” は、こう言う。――これに、私は答える。(第一に)，人間以外の生物のあいだでは、人間のあいだにあってとは異なり、自分たち自身の種の内部での [個々のものの] 優位の問題は、存在しないし、また、お互いの賢明さ (wisdom) の名声 (honour) をめぐり、ないしは、賢明さの自認 (acknowledgment) をめぐる争い (strife) も、存在しない。(人間のあいだにあっては)，この争いからこそ、お互いにたいする嫉妬 (envy) と憎悪 (hatred) とが起こるのであり、そして、そこから、反乱 (sedition) と戦争 (war) とが、起こるのである。――

(“DC.”) ――というのは、第一に、人間たちのあいだには、名声 (honor. [ホノル]) と威信 (dignitās. [ディグニタース]) との争い合い (certāmen. [ケルターアメン]) が、存在する。獣のあいだには、この争い合いは、存在しない。人間たちのあいだでは、この争い合いから、憎悪 (*odium.* [オディュム]) と嫉妬 (*invidia.* [インヴィディア]) とが、存在し、これらから、反乱 (*sēdītio.* [セーディティオ]) と戦争 (*bēllum.* [ベッルルウム]) とが、生ま

れるが、獸のあいだでは、憎悪と嫉妬とは、存在しない。——。(この・「第一に」の論述以下、「最後に」のそれまでは、“*Lev. (E. L.)*”のそれと、ほとんど同一であること、ただ、後者の論述は、要旨を、より明確に示していることは、すでに述べた。)。

γ) “*EoL.*” —— 第二に、これらの生物たちは、一匹々々が、自分たち全体にわたる・共同の平和と食料とを、目指している。人間たちは、〔他人を〕支配すること (dominion), 〔他人に〕ぬきんぐこと (superiority), そして、個人の富 (private wealth) を、目指すものであって、これらのものは、各人ごとに分離しており、競り合いを育む。——

(“*DC.*” —— 第二に、蜂やこれに似た生物の欲求は、一様であって、共同の・よいものに突進する。これらの生物にあっては、共同の・よいものは、一匹々々にとってだけの・よいものから区別されることがない。しかるに、人間にとっては、その中に、所有者にとって、他人が所有しているものにまさる・あるもの、すぐれた・あるもの (*aliquid præcipui et eximiū*. [アリクワイド・プラエキプウイー・エト・エクスイミイイー]) が存在しないようなものは、まず、よいものとは、見做されないのである。——)。

δ) “*EoL.*” —— 第三に、理性をそなえていない・こうした生物は、統治の中になにらかの欠陥をさぐり出すに足りる知識もそなえては、いないし、ないしは、さぐり出そうと考えるに足りる知識もそなえては、いない。したがつて、こうした生物は、現在の統治で満足している。ところが、人間が多数いる場合には、そこに、必ず、自分は、ほかの人間よりも賢明である (wiser than the rest) と思い込み、間違っている、と自分が思い込んでいるもの [統治] をあらためようと力を傾ける (strive to alter) ・ある人間たちが、いるものである。しかも、背を向け合った・こうした人間たちが、背を向け合った仕方で、〔統治を〕あらためようと力を傾ける。そして、このことが、戦争を惹き起こすのである。——

(“*DC.*” —— 第三に、理性をそなえていない動物には、自分たちの国家の

運営の中に、ない一つ、欠陥がわからないし、ないしは、自分にわかる、とは考えていない。けれども、人間が多数いる場合には、自分は、他人にまさって賢明である (*præ cæteris sápere.* [プラエ・カエテリース・サペレ]) と信じ込んで、国政を刷新しようとする努力を傾け (*cōnatur rēs novāre:* [コナトゥウル・レエス・ノウアーアレ]), そして、背を向け合った刷新者たちが、背を向け合った仕方で、改新を行なう。これが、すなわち、〔統治の〕分裂 (*distráctio.* [ディストゥラクティオ]) であり、内戦 (*béllum cīvile.* [ベッルルウム・キーウィーイレ]) である。――)。

ε) “*EoL.*” —— 第四に、人間以外の生物は、言葉を欠いており、それゆえ、〔言葉を用いて〕お互いを刺激し紛争に駆り立てることは、ない。〔しかし〕、人間は、言葉を欠いてはいない。――

(“*DC.*” —— 第四に、理性をそなえない動物も、お互いのあいだで、自分の情念を表示し合うために、自分の音声の・ある使い方をすることはできるにしても、しかし、〔他のものの〕魂の惑乱を惹き起こすために (*ad perturbatiōnēs ánimī concítandās.* [アド・ペルトゥウルバーティオーネース・アニミー・コンキタンダース]) 必ず必要とされる・例の話術を、欠いている。〔人間の場合には〕、言うまでもなく、この話術によって、よいものは、真実によりも、さらによいものとして、〔相手の〕心に表わし出され、わるいものは、真実によりも、さらに悪いものとして、〔相手の〕心に表わし出されるのである。すなわち、人間の弁舌は、文字どおり、戦争を仕掛ける合図のラッパであり、内戦を開始する合図のラッパである。ペリクレーエス (*Περὶ κλῆσις.* 著名な・アトヘーネイの雄弁家・政治家) は、かつて、自らの雄弁によって、ギリシャ全土に、雷鳴を轟かせ、稻妻をきらめかせ、動乱に陥れた、と伝えられる。――)。

ξ) “*EoL.*” —— 第五に、他の生物は、正と邪との心像をもたず、もつものは、ただ、気持のよさとつらさとの心像のみであって、それゆえ、わが身になにごともない限りは、お互いのあらさがしは、しないし、また、自分たち

の指導者のあらさがしも、することはない。これにひきかえて、人間は、自分自身を、正と邪との判断者とするところから、わが身になにごともない時、その時にこそ、もっとも心は、穩かでないのである。――

(“DC.”――ほかの生物は、他からこうむった侵害と自分の落度による損失とのあいだを、区別しない。このところから出てくるのは、わが身さえ安らかなうちは、仲間を責めることはない、ということである。ところが、もっとも心の煩いから遠ざかっていることを許されている人間が、もっとも国事に心を労する者なのである。なぜなら、人間が、飢えと寒さとの戦いに勝利を収めもしないうちから、公共事での威信をめぐって戦う、ということは、ふつうにはないことであるからである。――)。

η) “EoL.”――最後に、こうした生物のあいだに存在する・自然にしたがう協同 (concord) は、自然を介した・神の業である。しかるに、人間のあいだの協同 (concord) は、人為のものであり、合意 (covenant) を介したものである。

そして、であるから、こうした・理性をそなえていない生物たちが、多数集まって自分たち自身を統治することを、同じことを意志に基づく集合 (arbitrary institution. 「合意」による「協同」、の意) によって行なう人類よりも、ゆるぎなく行なうにしても、なにら不思議では、ないのである。――(Pt. I. Chap. 19. §. 5. pp. 102-103)。

(“DC”.――最後に、こうした・理性をそなえていない生物たちの協同 (cōnsēnsio) は、自然にしたがうものであり、人間の協同 (cōnsēnsio) は、合意に基づくもの (pactitia. [パクティーティア]。pacticia. [パクティーキア]) にすぎず、すなわち、人為のものである。

それゆえ、人間たちにとって、平和のうちに生きるために、重要なものの (áliquid) が、さらに (ámplius. [アムプリュウス]) 必要なのである。――(Cáp. V. §. 5. OL · II. pp. 212-213)。

c) 言うまでもなく、上記・b), iv), η) において、

“EoL.” は——それゆえ、「人類」が「自分たち自身を統治する」ためには、「意志に基づく集合」（「合意」による「協同」）に加えて、さらに、〈敵である者に立ち向かって相互に援助し合う・多数の人間の合意が、持続しうるため〉、かつ、〈人間同志のあいだの平和が、持続しうるために〉、「ある・共通・共同の恐怖」によって、「人間たち」を、「自分たちのあいだで平和を維持することと、共同の外敵に立ち向かって、自分たちの・力の強さを統合することとの双方へ、強制」する「ある・共同の力の設立」が、〈不可欠〉である——と〈結論すべきであった〉し、

“DC.” は——「さらに必要」な「重要なもの」とは、「…それによる処罰の恐怖ゆえにひとりひとりの人間が指導される・ある・共同の力」（「合意」あるいは「合意された結合」を、「自然法」の執行に必要な・確実な保証として充分なものたらしめる）「共同の力」）である——と〈結論すべきであった〉。

d) この・重大な・〈結論〉の欠落に気付いたればこそ、“Lev. (E.)” は、上記・b), iv), η) に相当する・「最後に」で始まる prg. 12. に、こう書き加えたのである。

「ですから、人間たちの協同 (Agreement) を、安定したもの・持続するものにするために、(合意 (Covenant) に加えまして)，別の・あるもの (some what els) が、必要とされるにしましても、なんの不思議もないのです。それ〔別の・あるもの〕は、人間たちをひれふせさせておく・共同の力でありますし、また、人間たちの諸行為を、共同の利益に向かわせる・共同の力であるのです」 (Chap. XVII. E. prg. 12. pp. 226–227)。(L. 「ですから、協同 (cōnsēnsio) を強固なものにし、永続させるために、合意 (páctum) 以外の・あるものが、必要とされるにしましても、なんの不思議もないのです。それは、ひとりひとりの人間が恐怖する・共同の力でありますし、また、あらゆる人間の諸行為を、共同の利益へ導いていく・共同の力であるのです」 (prg. 12. OL · III. p. 130))。

e) “EoL.” では、「共同の力」の「設立」の〈必要不可欠性〉の立論の〈根拠〉は、上見の論述のみ、である。

これにたいして、“DC.” と “Lev. (E. L.)” とにあっては、後出・g) に記す・アリストテレースの所論批判の論述は、後出・i) に示す論示全体の中に位置するものであるから、「共同の力」の「設立」の〈必要不可欠性〉の立論の〈根拠〉は、その論示全体である、とすべきである。

f) しかし、上見のように、“EoL.”, “DC.” は、ともに、前掲の論述をもって、前述の・「共同の力」の「設立」の〈必要不可欠性〉を〈結論〉する〈根拠〉たらしめる意図をもちながらも、その〈結論〉を示すことを忘失し、代って、“Lev. (E. L.)” が、〈結論〉を明記している、という相違はあるにせよ、前掲の論述が、「共同の力」の「設立」の〈必要不可欠性〉に向けられたものであることは、三つの著述に共通であって、このことは、本・4), a), b) に述べたとおり、“EoL.”, “DC.” が、上掲の論述以外の箇所で示した立論が、“Lev. (E. L.)” の（前・3), d) の最後に記された）〈理論〉の《原型》であることを示す〈根拠〉である、としなければならない。

g) ここで、蛇足ながら、(“EoL.” は別として), “DC.” と “Lev. (E. L.)” との双方の叙述にしたがって、アリストテレースの所論の批判として語られる・六点にわたる立論を、分析を加えながら、要約しておけば。

i) 「人間たちのあいだには」、「名声と威信」とをめぐる「争い合い」が、(「思い上がり」の「情念」, 「他人」より〈優位〉に立とうとする「情念」から、発し), この「争い合い」が、相互の「憎悪」と「嫉妬」とを生み、そして、そこから、「反乱と戦争」とが、生まれる。

ii) 「人間」が〈自分〉にとっての「よいもの」と〈評価〉するのは、「他人が所有しているもの」に〈比較〉して、それに「まさるもの」・「すぐれたもの」のみである。(かかる〈評価〉もまた、「思い上がり」の「情念」に、

源をもつ)。そして、この「よいもの」が、人間の〈能力〉である場合には、上記の〈評価〉から帰結するのは、「他人」が、〈自分〉の〈能力〉に「まさる」・「すぐれた」〈能力〉をもつのを見る時、「他人」を〈攻撃〉し、その〈能力〉を〈破壊〉して、自分の〈能力〉を、自分にとっての「よいもの」とすることである。

iii) 「人間」は、(「思い上がり」の「情念」により)、「自分は、他人にすぐれて賢明である、と信じ込」み、したがって、「自分以外の人間にまさって、国事を統治する力量を、そなえている、と信じ込む」。

しかるに、「各人」が、「自分は、他人にすぐれて賢明である、と信じ込む」ところから生ずるのは、「国政の刷新」の〈分散・背馳〉以外のものでは、なく、これが、「統治」の「分裂」、「内戦」に、導く。

iv) 「人間」は、アリストテレスが言うのとは異なり、「言葉」。*(λόγος.* [ロゴス]) をもつゆえに、他の動物にまさって *(μᾶλλον.* [マーアルロン]), 国家という融合体をつくることができる動物である」のでは、〈ない〉。なぜなら、「言葉」ないし「話術」は、「よいもの」を、「わるいものに見せかけて」、「他人の心に表わし出すことができる」、「わるいもの」を、「よいものに見せかけて」、「他人の心に表わし出すことができる」。「言葉」のかかる用い方は、「思い上がり」の「情念」、すなわち、「他人」にたいして〈優位〉に立とうとする「情念」から発して、「他人」の〈判断〉を擾乱することを目的とするものであるが)、しかし、「他人」の〈怒り〉を招き、ついには、「戦争」、「内戦」に導くもの、「平和」を乱すものである。

v) 「人間」は、「もっとも心の煩いから遠ざかっている」時にこそ、(「思い上がり」の「情念」によって)、「自らの知恵を示そう、としたがり、国家を統治している人々の行為に制肘を加えよう、としたがり」、「公共の威信」を求めて、「もっとも心を労す」るものである。このところから生ずるのは、上記・iii) とひとしく、「統治」の「分裂」、「内戦」である。

h) 上掲の論述にあって、とくに強調されているのは、「第III章(つづき)」。
II-A. 10) ~18); II-13. 9)。『経済と経営』。17-4. 69-75; 88-93
ページ、参照)、「協同」を生む「合意」は、とりわけ、「人間」の・自らの
「賢明」「知恵」における「思い上がり」の「情念」が、「統治」にかかわる
ことによって、〈持続性〉を失う、という脆弱性である。

i) 最後に、“EoL.”, “DC.” および “Lev. (E. L.)” の各々にあって、上見
の・アリストテレスの所論批判の形をとる論述の・各著述における立論上
の位置について、記しておけば。

i) “EoL.” では、この論述は、「共同の力の設立」の〈必要不可欠性〉 (Pt.
I. Chap. 19. §. 6.) の〈根拠〉たらしめる意図を託されて、§. 5. の叙述のす
べてを、占めている。

ii) これにたいして、“DC.” と “Lev. (E. L.)” とにおいては、上掲の論述
は、両著述にはほぼ共通な・下記の論示全体の中に、位置するものである。

(ちなみに、“Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. XVII. では、“DC.” における〈相
互援助〉と、それを「生み出す」「合意」との概念に代わって、「身の安全」
(security. L. sēcūritās. [セークーリタス]。〈自分の生命の保存〉) と、そ
れを目的とする「協同」、および、「協同」を生む「合意」との概念が、現わ
れてくる)。

すなわち、

α) “DC.” は、本・VI. 前出・1), e) に記したように、まず、Cáp. V.
§. 3. で、

「平和の維持」にとって「必要不可欠」であるのは、「自然法」の「執行」
であり、

β) しかるに、「自然法」の「執行」にとって「必要不可欠」であるのは、
この「執行」の「確実な保証」である、とし、

γ) つづいて、「考えつかれうる」・唯一の「確実な保証」とは、「各人」が

「わが身のために」、「有効な援助者集団」を「つくり上げることだけ」である、と規定した。

δ) そして、本・VI. 前出・2), d) に示されたとおり、「有効な援助者集団」、すなわち、上記の「確実な保証」を「生み出す」のは、「合意」である、と述べた。

ε) しかるに「合意」は、〈少数者〉によって行なわれては、「確実な保証」を〈生み出すことがない〉。ゆえに、「確実な保証」にとって「必要不可欠」であるのは、前出・2), d) に示したとおり、「相互の協力のために同意する人間の数が、多数である」ことである、という要件を付す。(以上、§. 3. OL-II. pp. 210-211)。

(同じく、"Lev. (E. L.)" も、Chap. XVII. prg. 3. にあって、「人間たちに、この・身の安全 (security) を与えるものは、もとより、少数の人間の協力 (the joyning together) ではない」(E. p. 226)。(L. 「人間たちが求める・身の安全 (sēcūritās. [セークウーリタース]) は、少数の人間の・相互のあいだの提携 (ínter sē cōspīrātio. [インテル・セー・コーンスピーラーアティオ]) が保証できるものでは、ない」) (OL・III. p. 128)，として、その理由を記している)。

ξ) “DC.” は、しかし、つづく§. 4. では、前出・3), b) に記したように、「わが身を防衛する目的で集合する人間たちの数が、たとえどれほど大きなものであるにしても」、しかし、「自分たちを防衛すべき・最善の方策について」、その「おびただしい数の人間たち」が、「お互いのあいだで合意することがなく」、すなわち、「各人が、それぞれ自分なりの方法で、自分の力を行使するのであれば」、わが身を防衛する方策・方法についての「見解の分裂」が、「人間たち」を、「お互いに妨害者」とするのであって、したがって、やはり、あの「確実な保証」は、えられないし、「有効な援助者集団」も、形成されえない、とし、

η) さらにまた、なにらかの契機によって「合意がえられた」としても、「そ

のあとで」の・「知能」なり「意図」なりの「背馳」，あるいは，「競り合い」，「羨望」，「嫉妬」の「情念」によって，「人間たち」は，再び「引き裂かれる」のであって，「人間たち」の「相互に協力しようという意志」も，「相互のあいだで平和を保とうという意志」も，抱かれることはないと論じた(§. 4. OL-II. p. 211)。

(“*Lev. (E. L.)*”が，prg. 4. で述べるところは，以下のとおりである。

——かりに，きわめて大きな集団が存在するにしても，しかし，もし，集団をなす人間たちの行為が，個々別々の判断と，個々別々の欲求とに応じて，行なわれるのであれば，人間たちは，共同の外敵に立ち向かっても，お互いの侵害に立ち向かっても，その集団の存在によって，なんらの防衛も，防御も，期待することは，できない。なぜなら，人間たちは，自分たちの・力の強さの・最善の行使と適用とについての見解の上で分裂するゆえ，お互いに援助し合うことがなく，お互いに妨害し合うからであって，すなわち，自分たちの・力の強さを，相互の対抗によって，無に帰せしめてしまうからである。このことによって，人間たちは，協力し合う・ごく少数者に，たやすく，征服されることになるばかりでなく，共同の外敵が存在しない場合には，自分たちの・個々の利害が原因で，たやすく，相互に戦争を仕掛けることになる。——

——そもそも，人間たちの・ある・大きな集団が，その人間たちをひれふせさせておく・一つの・共同の力もないのに，正義と，そのほかの・自然に基づく諸法との順守について，合意することができる，などと私たちが想定できたとすれば，私たちは，同じく，全人類も，同ようなことをする，と想定してよいことになろう。とすれば，国家の統治，ないしは，国家は，まったく，存在しないであろうし，あるいは，存在する必要もないであろう。なぜなら，〔その場合には〕，服従というものがなくても，平和が存在するであろうからである。——(E. pp. 224—225)。(L. も，ほとんど，同文である))。

θ) “DC.”は，前掲の叙述のあと，同じ・§. 4. で，

「以上から帰結するのは、たんに、自分たちの行為すべてを、同一の目標、すなわち共同ノ・ヨイモノに、言いかえれば、もっぱら、相互の援助のための結合に、向ける、というにとどまる・多数者の合意は、当の合意者たち、ないしは、結合した仲間たちにたいし、求めている・確実な保証を、つくり出すものではない、ということであり、平和と、同時に、共同ノ・ヨイモノのための相互援助とを目指して合意した人間たちが、のちになって、自分の・なにらかの・私的ナ・ヨイモノが、共同ノ・ヨイモノと喰い違うことになったにしても、またしても合意を分裂させることがないように、恐怖によって分裂を妨げるようにするためには、もっと多くのことが、なされなければならぬのは、言うまでもない (*oportere amplius quiddam fieri.* [オポルテーエレ・アムプリュウス・クウイッダム・フィエリー]), ということである」、として、§. 4. を結ぶ。

(そして、*"Lev. (E. L.)"* は、prg. 5. で——人間たちが自分たちの生涯の全時間にわたって持続することを欲求する・身の安全にとては、たとえば、一回の戦闘、ないしは、一回の戦争の場合のように、限られた時間のあいだ、一つの判断によって (L. には、「一つの判断によって」の文言は、なく、「ただ、ある・限られた時間のあいだだけ」となっている)，導かれ・指導されることは、もとより、充分ではない。なぜなら、人間たちが、国外の敵に立ち向かっては、心を一つにした努力によって勝利を得るにしても、しかし、その後、人間たちが、共同の敵をもたない場合か、ないしは、一方の党派によつては敵と見做される人間が、他方の党派によつては味方と見做される場合には、[両党派の人間たちを含めて]、人間たちは、自分たちの利害の相違によって、分散せざにはいないし、お互い同志のあいだでの戦争を、始めずにはいないのである——(E. p. 225)。(L. も、ほぼ同文)，と述べて、prg. 5. を閉じている)。

④ 前述・b) の・アリストテレスの所論にたいする批判の形をとる論述は、上記・θ) の論示のあと、"DC." にあっては、Cáp. V. §. 5. のすべてに

わたって行なわれ (OL・II. pp. 212–214), そして, §. 5. は, 再言すれば, 「こうして, それによる処罰への恐怖ゆえにひとりひとりの人間が指導される・ある・共同の力がなくては, 協同, あるいは, 合意された結合も, 自然にしたがう正義〔「自然法」〕の執行に必要とされる・確実な保証たるに充分ではないのです」という規定で, 終り (本・VI. 3), c), 参照),

“Lev. (E. L.)”は, 本・VI. 前出・d), に示したとおり, prg. 12. の最後に, 「ですから, 人間たちの協同を, 安定したもの・持続するものにするために, (合意に加えまして), 別の・あるものが, 必要とされるにしましても, なんの不思議もないのです。それ〔別の・あるもの〕は, 人間たちをひれふせさせておく・共同の力でありますし, また, 人間たちの諸行為を, 共同の利益に向かわせる・共同の力であるのです」と記している。(L. の記述については, 上掲箇所を, 参照されたい)。

5) ところが, 前・4) に見たとおり, “Lev. (E. L.)” Pt. II. Chap. XVII. prg. 12. における・「共同の力」の「設立」の〈必要不可欠性〉の立論が(いわば, 一つの〈結論〉として), “EoL.”・Pt. I. Chap. 19. §. 6, “DC.”・Cáp. §. 5. に記された立論(〈結論〉)を, 自らの《原型》としてはいるものの, しかし, “Lev. (E. L.)”は, 前・4), i) に示した・上記・Chap. XVII. prg. 3. 以下 prg. 5. (および, 4), g) における prg. 6.~prg. 12. に至る論述の前においた prg. 1. の後半と prg. 2. にあって, “EoL.”, “DC.” の・(本章がこれまでに指摘した)〈論理上の難点〉を含む所論のいくつかを, 踏襲しているため, 自らもまた, 致命的な〈論理上の難点〉の一つに, 陥っている。

その〈難点〉とは, いかなるものかを, 順次, 見ることにしよう。

“Lev. (E. L.)” の・この「第十七章。カマン-ウェルス〔国家〕の目的, 産出, および, 定義について」は,

a) まず, prg. 1. の前半で――

人間たちが, 自然にしたがって, 自由を愛し, 他人にたいする支配を愛す

るもの (L. 「自然によって、自由と支配との愛好者」) であるにも拘らず、カマン-ウェルス (「国家」) の中で生活するさいの「制約」(restraint. L. præscriptum. [プラエスクリーイプトゥウム])。「規制」を、わが身に引き寄せる・根本の目的、目標、ないし意図 (the finall Cause, End, or Designe. L. Finis et causa. [フィーイニス・エト・カウサ])。「目標と目的」は、その「制約」・「規制」をわが身に引き寄せるこことによって、「わが身の生命を保存する配慮」(foresight. L. cūra.) クーラ]) であり、自由を愛し他人にたいする支配を愛することによってよりも、「もっと心満ちた生活 (L. 「便宜・快適な生活」) を送る配慮」であって、言いかえれば、「[各人が各人に敵対する] 戦争の・あの・惨めな身の上から抜け出す配慮」である——と規定する。

b) ついで、prg. 1. の後半で、この「身の上」の由来について、

“Lev. (E.)” は、——この・惨めな・身の上は、「人間たちをひれふせさせておく・現世の力」(visible power to keep them [=men] in awe), また、「処罰の恐怖によって (by feare of punishment), 人間たちを、自分が交した合意(Covenant)の実行へ、拘束する」(to tye them … to the performance of their Covenants) 「現世の力」, また、「第十四章, 第十五章に記した・自然に基づく・あの諸法の順守 (observation of the Laws of Nature) へ, 人間たちを拘束する・現世の力」が、「存在しない場合に」(when there is no visible power …), 人間たちの「自然にしたがう諸情念から, 必然に, 帰結するものである」(is necessarily consequent to the naturall Passions of men) ——とし (p. 223),

“Lev. (L.)” は——「この身の上」は、「人間たちが抱く諸情念を, 処罰の脅威によって (terrōre pœnārum. [テルローオレ・ポエナーアルウム]), 節度のあるものとすることができます・現世の力」, そしてまた、「自然にしたがう諸法と合意 (pácta. [パクタ]) とを, 処罰の脅威によって, 順守させる・現世の力」が、「存在しない場合, その時に」(… tunc …, quāndō nūlla éxtat poténtia vīsibilis. […トゥンク…, クヴァンドー・ヌーウルラ・エクスタト・

ポテンティア・ウィースィビリス]), 「人間として抱く諸情念によって、自然にしたがう自由に、必然に、付隨するものである」——と述べている (OL·III. p. 127)。

c) 上記の・「各人が各人に敵対する戦争」(E.)、「万人が万人に敵対する戦争」(L.) という「身の上」の由来についての論示のうち,

i) 「人間たちをひれふせさせておく・現世の力」が「存在しない場合に」(E.), 「人間たちが抱く諸情念を、処罰の脅威によって、節度あるものとすることができる・現世の力」が「存在しない場合に」(L.), と述べられる部分にあっての・「現世の力」が「存在しない」とは, “*Lev. (E. L.)*” · Pt. I. Chap. XIII. prg. 3.~prg. 5. に示された・この「戦争」の〈三つの・個別の原因〉の〈活動〉を「抑圧」する「共同の力」の〈非存在〉, ないしは, 〈三つの・個別の原因〉が帰着する〈单一・かつ根本にある・共通の原因〉である・「各人の「自然権」という「自由」(Chap. XIV. prg. 1., 2.) を「抑圧」する「共同の力」の〈非存在〉を, 意味していることは, 言うまでもない。

なぜなら, 「各人が各人に敵対する戦争」(「万人が万人に敵対する戦争」)は, その〈三つの・個別の原因〉について言えば, 「各人の抱く諸「情念」を「原動力」とする・「各人に「平等」な「力」の〈行使の仕方〉によって, 惹き起こされるものであり, また, 〈单一・かつ根本にある・共通の原因〉たる・「各人の「自然権」という「自由」について言えば, 「各人の「自分の生命の保存」にたいする「意志」を「原動力」とする・やはり「各人に「平等」な「力」の〈行使の仕方〉によって, 生起するものである以上, 上記の諸「情念」ないしは「意志」の〈活動〉を, ひいては, 〈力の行使の仕方〉を, 「抑圧」する・〈強大〉な「共同の力」の〈非存在〉こそが, 上記の「戦争」の「原因」の〈活動〉の〈条件〉であることは, 明らかであるからである。

ii) ところがしかし, 「処罰の恐怖によって, 人間たちを, 自分が交した合意(Covenant)* の実行へ, 拘束し」, (「また, 第十四章, 第十五章に記した」)

「諸自然法」の「順守へ、拘束する・現世の力」が「存在しない場合」(E.)、「諸自然法と合意 (pacta)**」とを、「処罰の脅威によって順守させる・現世の力」が「存在しない場合」(L.)、と記される部分にあって、「現世の力」が「存在しない」ことは、“EoL.”, “DC.” の立論のうち——、

α) 一つには、本・第IX章。前出・V. の最終・10), d) に述べたとおり、“Lev. (E. L.)”・Pt. II. Chap. XVII. には〈現われる余地があるはずのない〉所論、すなわち、「戦乱ニ压セラルルアイダ、法ハ黙シテ已ム」、言いかえれば、「戦争」から「平和」への〈転換〉にとって、すべての「自然法」は、〈無力〉である、とする所論——と、

β) および、二つには、それゆえ、「平和への道」として残る・〈相互援助〉と、それを「生み出す」「合意」とても、「人間たち」の「情念」と「判断」との「背馳」ゆえに、「持続」しえない脆弱性をもつ、という所論と——、

γ) 三つには、それゆえ、〈相互援助〉と「合意」とを「持続するもの」たらしめるには、「多数の人間が、それにたいする恐怖によって、自分たちのあいだで平和を維持することと、共同の外敵に立ち向かって、自分たちの・力の強さを統合することとの双方へ、強制されるような・ある・共同の力〔「現世の力」〕の設立」が〈必要不可欠〉であり (“EoL.”), 「…それによる処罰の恐怖ゆえにひとりひとりの人間が指導される・ある・共同の力〔「現世の力」〕が、「合意」(ひいては〈相互援助〉(「合意された結合」, 「援助者集団」))に「加えて」, 〈必要不可欠〉である (“DC.”), とする所論——とを、

——背後にもち、ないしは、前提としているのである。

なぜなら。「現世の力」・「共同の力」が、「諸自然法」の「順守へ、拘束する」、ないしは、「諸自然法…」を、「処罰の脅威によって順守させる」、という所論は、「諸自然法」が、それ自体としては、「平和」の〈創出〉にとって〈無力〉である、とする・“EoL.”, “DC.” の規定を、前提して初めて、成立するものであるからであり、

同じく、「現世の力」・「共同の力」が、「合意の実行へ、拘束する」, 「合意

…を、処罰の脅威によって順守させる」、とする所論もまた、本章・前出・3), 4) に見た・“EoL.”, “DC.” の論述以外のものではないからである。

d) もとより、上のように、“Lev. (E. L.)” が、“EoL.”, “DC.” の立論を、自らの中に残存させている、と言いうるには、その証左がなくてはならない。

その証左は、あらためて、次・e) に示されるが、ここで、証左の一つを挙げれば。

上掲の引用叙述に現われる・“Covenant”*なる語は、古ラテン語の “quom” ([クウオム]) > “quum” ([クゥウム])。[“-m” は、〈日〉、〈時〉を表示する。したがって、これらの語は、本来、〈ソノ時ニ〉の意である] に由来する古典ラテン語で、接続詞でもあり前置詞でもある “cum” ([クウム]。ここでは前置詞) に発する “con” ([コン]。〈一諸ニ〉) を前綴りとして、動詞 “venire” ([ウェニーアイレ]。〈来ル〉) とから合成された “convenire” に源をもち、それゆえ、原意は、〈別レテイル者ガ、相会スルコト〉である。

また、“páctum”**の語は、“pâx” ([パーアクス]。〈平和〉) から発した動詞 “pacíscī” ([パキースキー]。〈和ヲ講ズル〉、〈和合スル〉) の〈動名詞分子〉 (supinum. [スウピーィヌウム]) であって、それゆえ、本来の語意は、〈分裂シテ戦ウ者ガ、和合スルコト〉である。

しかるに、上記の叙述では、この両語が、いずれも、「契約」を意味するものではなく、「合意」を表示している、としなければならない——というところに、証左の一つがある。

と言うのは。

i) “Lev. (E. L.)” Pt. II. Chap. XVII. は、(前・4) に示したところを再言すれば)、prg. 3. 以下 prg. 12. に至る間に、“EoL.”, “DC.” に言う〈相互援助〉の概念に代わって、「人間たちの…協力 (the joining together … of men)」(E. prg. 3., p. 224。L. 「人間たち同志のあいだの提携 (… hóminum inter sē cōspírātio. […ホミヌウム・インテル・セー・コーンスピーラーティ

オ)。L. prg. 3. OL · III. p. 128), 「心を一つにした努力」 (unanimous endeavour) (E. prg. 5., p. 225. L. conātus ūnānimus. [コーナーアトゥウス・ウーナニムウス])。L. prg. 5., OL · III. p. 129.) が成立しうる <決定的要件> を追い求めた。

ii) そして, prg. 6. prg. 12. にわたる・アリストテレスの所論にたいする反論において、「最後に」として (prg. 12.), —— 蜜蜂, 蟻などの生物の agreement. L. cōnsēnsio. ([コーンセーンスイオ])。前見の「協力」, 「提携」, 「心を一つにした努力」と同じ意) は, 「自然にしたがうもの」 (E.) であり, 「自然に由来するもの」 (L.) であり, しかるに, <人間たちの agreement. cōnsēnsio> は, 「ひとり Covenant によるだけ」 (E.) であり, 「(pácta) に由来するもの」 (L.) であって, すなわち, 「人為のもの」 である, と規定し,

iii) 「それゆえ」, <人間たちの agreement. cōnsēnsio>を, 「自然にしたがうもの」, 「自然に由来するもの」とひとしく), 「安定したもの・持続するものにするためには」 (E.), 「強固なもの・持続するものにするためには」 (L.), 「(Covenant, pácta) に加えて」 (E., L.), 「ほかの・なにかあるもの」 (some what els. (E.)), 「それ以外のもの」 (áliud. [アリウド])。 (L.) が, 「必要とされる」 のは, 「なんの不思議もない」, そして, 「それ [「ほかの・なにかあるもの」] とは, 「人間たちをひれふせさせておく・ある・共同の力」 (E.), 「人間ひとりひとりが恐怖する・共同の力」 (L.) であり, 「人間たちの諸行為を, 共同の利益に向かわせる・ある・共同の力」 (E.)。「あらゆる人間の諸行為を, 共同の・よいものに向かわせる・共同の力」 (L.)) である —— と述べて, 結論としたのであった。

iv) 上記の・立論の経緯に照らせば, アリストテレスにたいする反論を含む・先行 prg. 3. 以降 prg. 12. に至る論述全体の主眼は —— 上記の・「共同の力」という <決定的要件> を俟って初めて, 「人間たち」の (“EoL.”, “DC.” に言う <相互援助> に代わる) “Lev. (E. L.)” の「協同」 (「協力」・「提携」・「心を一つにした努力」) という「平和の道」が, <成立しうる> —— という

ところにある。

v) しかるに、「協同」、「提携」等の概念もまた、〈相互援助〉の概念とひとしく、当然、それらを「生み出す」ものとしての「合意」の概念を、伴わざるをえない。

vi) そして、その・「合意」の概念を表現しているはずの語は、もはや、“Covenant”, “pacta”以外には、見いだすことが、できないのである。

vii) このようにして、“Lev. (E. L.)”の prg. 12. までには、依然として、〈相互援助〉に代わる「協同」、その他の概念と、「合意」の概念とが、残留しているのであって、このことが、前記・c), γ) に見たように、“EoL.”, “DC.” の論述の踏襲の証左の一つである。

e) さて、つぎに、“Lev. (E.)”は、prg. 2. の初めから、「戦争」の「身の上」の由来とされるもののうち、前記・c), ii) (“EoL.”, “DC.” の・三つの所論を背後にもち、ないしは、前提としているところの・「現世の力」が「存在しない」こと) の・さらに〈根拠〉を、つぎのように語るのである。

i) 「なぜかと言いますと、(たとえば、正義、公正、節度、思いやり、および、(要約しますと)、私タチガ、ワガ身ニサレテホシイトオリノコトヲ、他人ニタイシテスルコト、といった) 自然に基づく諸法は、そうした諸法を順守させる・ある力の脅威 (terroure) がなくては、それ自身としましては、私たちを、えこひいき、傲慢、仕返し、および、それに似たものに、駆り立てる・私たちの・自然に基づく諸情念に、相反するものである (contrary) からです。また、合意 (Covenants) は、剣の力をまたなくては、ただの語にすぎませんし、すなわち、人間ひとりの身の安全を守る・力の強ささえ、まったく、そなえていないからであります。ですから、自然に基づく諸法があるにも拘らず、(各人は、この諸法を守る意志を抱く時、すなわち、自分が安んじてこの諸法を守ることができる時、その時には、この諸法を守ってきているのですが)、もし、私たちの身の安全にとって充分な力が、設立されていなければ (if there be no Power … enough for our security), ないし

は、その力が、私たちの身の安全にとって充分な強さのものではないのであれば (if there be … power …, not great enough for our security), 各人は、ほかの・あらゆる人間にたいする警戒のために、自分自身の・力の強さと技能とに頼ろうと意志するのは、合法でありますし、また、頼ることが、合法として許されるのです」(傍点は、原文イタリク。E. p. 223)。

ii) すなわち、前記・c), ii) の・さらに〈根拠〉は、つきのところにある、とされる。

α) 一つには、「自然に基づく諸情念」と、「自然に基づく諸法」とは、互いに「相反する」。であればこそ、諸(情念)を「原動力」とする・「力」の〈行使の仕方〉をとる「私たち」(「人間たち」)に、そうした「諸法を順守させる・ある力の脅威」が、〈必要不可欠〉なのである。

したがって、・〈必要不可欠〉な「力」——再言すれば、「処罰の恐怖によつて、人間たちを、自分が交した合意の実行へ、拘束し」、「また、第十四章、第十五章に記した」)「諸自然法」の「順守へ、拘束する・現世の力」——が「存在しない場合」には、「諸情念」によって、「戦争」の「身の上」が生ずるのである。

β) 二つには、「合意」は、「剣の力をまたなくては」、「ただの語にすぎない」。すなわち、「人間ひとりの身の安全を守る・力の強ささえ、まったく、そなえていない」のである。

それゆえ、「人間たち」の「身の安全にとって充分な力が、設立されていなければ」、ないしは、「その力」が、「人間たち」の「身の安全にとって充分な強さのものでないのであれば」——すなわち、前記の「現世の力」が「存在しない」のであれば——、「各人」は、「ほかの・あらゆる人間にたいする警戒のために」、「自分自身の・力の強さと技能とに頼ろうと意志するのは、合法であり、また、頼ることが、合法として許される」。しかるに、それは、とりもなおさず、「戦争」の「身の上」である。——

“Lev. (L.)” も、——表現の小異を別にすれば——、論旨にあっては、“Lev.

(E.)”と大同である。

すなわち、i) “*Lev. (L.)*”は、まず、prg. 1. の末尾で、「なぜかと言いますと、正義、公正、その他、一言で申せば、私ノ身ニサレテホシイ事柄ハ、コレラ、他人ニタイシテ行ナエ、といった・自然に基づく諸法は、強制力 (poténtia coāctīva. [ポテンティア・コーアクティィヴァ]) にたいする恐怖 (métus. [メトゥウス]) がなくては、怒り、傲慢、渴望といった・自然にしたがう諸情念には、相反するものである (contrāriæ. [コントラーリアエ]) からです」と述べ、

ii) そして、prg. 2. に移って、こうつづけている。

「その上、諸法と合意 (pácta) とは、それだけでは、〔人間たちが〕万人が万人に敵対する戦争の身の上から抜け出すことを、保証しないのです。なぜなら、語「諸法」と「合意」は、語にすぎない限りは、恐れられることはないからですし、したがって、武力をまたなくては、それだけでは、人間の身の安全にとって、役に立たないからなのです。こうして、ほかの人間たちが諸法を順守している、という理由で諸法を順守しようと努力した人間、いま順守している人間にしましても、それは、なにも、諸法が、強制する者の力にたいする恐怖 (poténtiæ cōgéntis métus. [ポテンティアエ・コーゲンティイス・メトゥウス]) が遠くに離れている時にも、いつも、こうした人間を拘束していることではないですし、また、わが身の安全を、自分自身の力と技能とに求めることが、各人に許されていることを、妨げていることでもないのです」(OL · III. p. 127)。

f) 上記·e), ii) に記した・“*Lev. (E.)*”と“*Lev. (L.)*”とが語る〈根拠〉のうち、まず、i) ——「合意」は、「剣の力」、「武力」をまたなくては、「人間」の「身の安全を守る」「力の強さ」を、「もたない」——とする部分は、“*EoL.*”, “*DC.*”にあって、〈相互援助〉を生じさせる「合意」は、人間たちの諸「情念」と「判断」との「背馳」ゆえに、「平和」と「各人」の「防衛」との〈持続性〉を保証しない脆弱性をもつ、とする所論を、前提としているも

のである。

ii) しかしながら、本・VI. 前出・2), j)に述べたとおり、“EoL.”, “DC.” の言う〈相互援助〉(“Lev. (E. L.)”での「協同」, その他)を生む「合意」は、そもそも、〈「各人」の「防衛」の道〉・「平和の道」たりうる〈論理上の根拠〉を、〈欠いている〉ものであった。

iii) そして、であればこそ、「合意」は、〈持続不能〉という脆弱性をもつのであった。

iv) そこで、そこから、「人間」が「身の安全を守る」ことができるために、前出・3), d)に、“EoL.”, “DC.” の一つの〈結論〉として見たとおり、「共同の力」の「設立」、すなわち、「剣の力」・「武力」が、〈必要不可欠〉とされるのであった。

ないしは、“Lev. (E. L.)”の表現をもってすれば、アリストテレスの所論批判の形をとる論示の・「最後に」の論旨のように、「人間の協同を、安定したもの・持続するもの、にするためには、(合意 (Covenant. p̄actum) に加えて)」、「人間たちをひれふせさせておく・共同の力、そして、人間たちの諸行為を、共同の利益へ向かわせる・共同の力」(「剣の力」, 「武力」)が、「必要とされるのは、なんの不思議もない」のであった。

v) とするならば、「合意」は、「剣の力」, 「武力」をまたなくては、人間の「身の安全を守る」「力の強さ」を、「もたない」と立論することは、“Lev. (E. L.)”が言う「協同」と、それを生み出す「合意」とは、上記のとおり、もともと、人間の「身の安全を守る」「力の強さ」をもつ〈論理上の根拠〉を、〈欠いている〉ことを、他の表現によって言明するものに、すぎないのである。

vi) それゆえ、上記の〈根拠〉は、“Lev. (E. L.)”が、〈相互援助〉と「合意」とにかんする〈論理上の難点〉を含む・“EoL.”, “DC.” の立論を踏襲したことに基づく〈無意味〉な所論である。

g) ところで、この〈無意味〉を生む・“EoL.”, “DC.” での〈論理上の難

点〉は、〈相互援助〉と「合意」とが、とりわけ “*Lev. (E. L.)*” の言う「第二の自然法」から〈切斷されている〉ことに、発したものであり、ひいては、「戦乱ニ压セラルルアイダ、法ハ黙シテ已ム」として、〈あらゆる〉「自然法」が、「戦争」から「平和」への〈転換〉にとって〈無力〉である、とする・これまた〈論理上の難点〉をもつ立論に、由來したものである。

h) そのことを念頭におきながら、つぎに、「自然法」は、これを「順守させる」「ある力の脅威がなくては」、すなわち、「それ自身としては」、人間たちの「自然に基づく諸情念に、相反するもの」である (Chap. XVII. E. prg. 2.), 「自然法」は、「強制力にたいする恐怖がなくては」、「自然にしたがう諸情念に、相反するもの」である (L. prg. 1.) —— とする〈根拠〉について言えば、

i) この〈根拠〉は、“*Lev. (E. L.)*”・Pt. I. Chap. VIII. 最終 prg. 14. に記された規定——「理性は、平和にとって適切な諸指示〔諸「自然法〕〕を勧告してくれるのであって、人間たちは、これらの諸指示〔諸「自然法〕〕にたいする同意へ、引きづられていくことができる」と述べられた・諸「自然法」の・「平和」へ向かって「人間たち」を「引きづる」〈牽引力の強さ〉の立言を、まったく、忘却したところにある。

ii) そして、その忘却は、「戦乱ニ压セラルルアイダ、法ハ黙シテ已ム」、という・“*EoL.*”, “*DC.*” に共通の〈論理上の難点〉を、“*Lev. (E. L.)*”・Pt. II. Chap. XVII. が継承していることを、物語るものである。

i) こうして、上見の〈根拠〉は、“*Lev. (E. L.)*”が、一つには——Pt. I. Chap. XIV, Chap. XV. で自ら挙示した〈あらゆる〉「自然法」をして、かかる「自然法」も、「戦争」から「平和」への〈転換〉にとって〈無力〉である、と見做していることを、示すものであり——(このことは、前出・e) に見たように、(E. prg. 2.) 「ですから、自然に基づく諸

法があるにも拘らず、…もし、私たちの身の安全にとって充分な力が、設立されていなければ、ないしは、その力が、私たちの身の安全にとって充分な強さのものではないのであれば」、「各人が各人に敵対する戦争」は、存続する、(L. prg. 2.) 「諸法が、強制する者之力にたいする恐怖が遠くに離れている時にも、いつも、…人間を拘束していることではない…」し、「戦争」の継続を「妨げもしない」という論述によって、確められる),

——それゆえ、二つには、(「合意」とは別に)「諸法は、…人間たちの身の安全にとって」、〈武力をまつて (ármis. [アルミース])〉こそ、〈役に立つ〉。すなわち、「自然法」を、「〔人間たちが〕万人が万人に敵対する戦争の身の上から抜け出すこと」にたいする〈保証〉たらめることができるのは、「共同の力」である——という・“EoL.”, “DC.”の論旨に立っていることを、示しているものである。

j) だがしかし、 “Lev. (E. L.)” · Pt. II. Chap. XVII. が、その prg. 12. にあって言う「人間たちの協同を、…安定したもの・持続するものにするために」「必要とされる」ところの「人間たちをひれふせさせておく・ある・共同の力」(E.), 「人間ひとりひとりが恐怖する・共同の力」(L.), (あるいは, prg. 2.において、「自然法」を、「〔人間たちが〕万人が万人に敵対する戦争の身の上から抜け出すこと」にたいする〈保証〉たらしめることはできるのは、「共同の力」である、とされる時の・その「共同の力」を、「設立」する「たった一つの道」が、次·prg. 13. で示される時、その「たった一つの道」は、いつたい、なにに基づいているのであろうか。

i) それは、もはや言うまでもなく、本稿・第 I 部・前・第VIII章が分析の対象としたもの、すなわち、 “Lev. (E. L.)” が示す「第二の自然法」の〈帰結〉であり、かつ、「第二の自然法」の〈論理を表現している〉(同じ prg. 13. に告げられている) あの「契約」と、その「契約」の〈内容〉と以外のなにものでも、ない。

ii) してみると、*“Lev. (E. L.)”* は、一方で、「第二の自然法」を含む・〈あらゆる〉「自然法」は、「平和」の〈創出〉、とりもなおさず「共同の力」の「設立」、にとって、〈無力〉であり、逆に言えば、「自然法」を、上記の事柄にとり〈有効〉ならしめるのは、ほかでもなく、「共同の力」の「設立」である、としながら、同時に他方で、その・当の「共同の力」の「設立」は、「第二の自然法」の〈力〉による、としていることになる。

iii) これは、もはや、余りにも明白な〈自己矛盾〉であり、文字どおり致命的な〈論理上の難点〉である。

iv) しかし、この〈論理上の難点〉は、本・第IX章・前出・V. 10), b), ii) 以下に見たとおり、*“Lev. (E. L.)”*・Pt. I. Chap. XV. が〈あらゆる〉「自然法」は、「外ナル法廷ニオイテモ」「拘束する」、としていること、とりわけ「第二の自然法」については、あの《條件》を含んでいることが、「外ナル法廷ニオイテモ」「拘束スル」ことの〈根拠〉であることを、*“Lev. (E. L.)”*・Pt. II. Chap. XVII. が〈否定〉するところから生じているのであるが、この〈否定〉は、上掲・Chap. XVII. が、*“EoL.”*, *“DC.”* の・〈論理上の難点〉を含む諸所論を、自らのうちに残留せしめているところから発するのである。

k) それゆえ、Chap. XVII. としては、*“EoL.”*, *“DC.”* の諸所論によってではなく、前・4), a), i), ii); 本・5), 前出・c), i) に述べた理論を〈根拠〉としてのみ、「共同の力」の「設立」の〈必要不可欠性〉を論示すれば、足りたのである。

すなわち、*“Lev. (E. L.)”*・Pt. II. Chap. XVII. の prg. 1. の後半から prg. 12.までは、〈不要〉の論述であって、これを削除し、代わって、上記の〈根拠〉を記述した上で、prg. 13. にあって、「そのような・一つの・共同の力を設立する・たった一つの道は、…」と、立論を開始すべきであったのである。

VII

1) a) さて、*“EoL.”*, *“DC.”* に戻れば。(「第VII章」。IV. 5), 『経済と経

営』。18-2. 70ページ、参照), まず, “EoL.”が, Pt. I. Chap. 19. §. 6. で前見・VI. のとおり, 〈相互援助〉を「生み出す」「合意」の脆弱性から〈帰結〉させるのは, 「その・共同の力にたいする恐怖によって」, 「多数の人間」が, 「自分たち自身のあいだで平和を守ることと, 「共通の外敵に立ち向かって, 自分たちの・力の強さを統合させることとの双方へ」, 「強制される」ことであったが,かかる「共同の力」の「設立」の「道」として, “EoL.”が,同じ§. 6.の末尾で示すのが, 「单一体」である。かなわち,

「ところが, 上のことが行なわれることができますためには, ひとり單一体(union)以外に, どんな道(way)も, 心に抱かれることができないのです。单一体とは, 第十二章・第八節で, 多数の人間の意志を, ひとりの人間の意志の中に, ないしは, ある・一団の人間の最大多数部分の意志の中に, 言いかえますと, ひとりの人間の意志の中に, ないしは, 一つの協議体の意志の中に, 包み込むこと, あるいは, 含み込むことである, と定義されております。なぜなら, 協議体とは, 多数の人間すべてに共同の・ある事柄について, 秤量を行なう人々の集合体以外のなにものでもないからです」(p. 103)。

2) “DC.”は, Cáp. V. §. 5. の末尾で, 本章・前半・3), c) に示したように, 「…それによる処罰への恐怖ゆえにひとりひとりの人間が指導される・ある・共同の力がなくては, 協同, あるいは, 合意された結合も, 自然にしたがう正義〔「自然法」〕の執行に必要とされる・確実な保証たるに充分ではないのです」としたあと, “EoL.”が言う「合意」を「多数の意志の合致」と言い換えて, まず, 次・§. 6. で,

a) 「第六節。それゆえ, そうした目的〔§. 4. に記された「協同」ないし「合意された結合〕のための・多数の意志の合致(cōspīrātio. [コーンス ピーラーティオ])は, 安定した・平和の維持と, 安定した防衛にとって充分なものではないのですから, 必要とされますのは, 平和と防衛にとって必要不可欠な事柄につきましては, あらゆる人間の意志が一つになる(...ūua

ōmnium sit voluntās. [ウーハナ・オムニユウム・スイト・ウォルンタース]), ということであります。」と述べ (OL · II. p. 213),

b) ついで、この「あらゆる人間の意志が一つになる」ことが、いかにして「生ずる」のかを、後出の・“EoL.” に言う「單一体の造出」の立論に相当するものの前段として、以下のように、示すのである。

「ところで、このこと〔「あらゆる人間の意志が一つになる」こと〕は、各人 (*ūnusquīsque.* [ウーハヌウスクウイスクウエ]) が、自分の意志を、ほかの・一つのものの意志に (*altērius ūniūs … voluntāti.* [アルテリュウス・ウーニーイウス…ウォルンターティー]), もちろん、ひとりの人間の意志に、ないしは、一つの協議体 (*concilium.* [コンキリュウム]) の意志に、服従させ (*subjīciat.* [スウブィイキアト]), 共同の平和にとって必要不可欠であります事柄について、その・一つのものが、たとえどのようなことを意志するにしましても、その・一つのものの意志が、ひとりひとりの人間すべての意志と見なされなくてはならないようとする (*ut prō voluntāte ūmnum et singulōrum hābendum sit.* [ウト・プロー・ウォルンターアテ・オムニユウム・エト・スイングウローオルウム・ハベンドゥウム・スイト])) ことによってだけ、生ずることができます。ところで、私が協議体と名づけますものは、あらゆる人間の・共同の利益のために、行なわれなくてはならない事柄、あるいは、行なわれてはならない事柄について、秤量を行なう・多数者の人間たちの集合体なのであります」(傍点は、原文イタリク。lōc. cit.)。

すなわち，“DC.” にあっては、「あらゆる人間の意志が一つになる」とは、

i) 「各人」が、「自分の意志」を、「ひとりの人間の意志」に、ないしは、「一つの協議体の意志」に、「服従させる」ことであり、

ii) しかし、その「服従させる」ことは、ほかでもなく、上記の「ひとりの人間」、ないしは、「一つの協議体」が、「たとえどのようなことを意志するにしても」、その〈抱きうる・ありとあらゆる意志〉が、「ひとりひとりの人間」すなわち「各人」の「すべて」が抱く「意志」である、と「見なされな

くてはならないことなのである。

3) a) さて, “*EoL.*”は, 前掲・1), a) のように, §. 6. の末尾で, 「共同の力」の「設立」の・〈唯一〉の「道」としての「单一体」の概念を示したのち, つづいて, 次・§. 7. で, この「单一体」, (再言すれば, 「多数の人間の意志」を, 「ひとりの人間の意志の中に」, ないしは, 「一つの協議体の意志の中に」, 「包み込むこと」・「含み込むこと」)が, いかにして成立するかを, 「单一体の造出」として, つぎのように規定している。

「第七節。单一体の造出 (the making) は, つぎのことであります。すなわち, 各人 (every man) が, 各人すべてによって指名され決定された・ある・たったひとりの人間にたいし, ないしは, ある・たった一つの協議体にたいして, その人間, ないしは, その協議体が, 各人に, 行なえ, と命令する (command to do) ・ そうした行為 (those actions) を, 行なうように, 自分自身を拘束し (oblige himself), また, その人間, ないしは, その協議体が禁止する (forbid) 行為, あるいは, 行なってはならないと命令する (command not to do) 行為を, 行なわないように, 契約によって (by covenant), 自分自身を拘束すること, なのであります」(p. 103)。

b) すなわち, 「融合体の造出」は, —

i) 「各人」(「人間誰しも」)が, ii) 「ある・たったひとりの人間」, ないしは, 「ある・たった一つの協議体」の,

α) 「各人」にたいする・「行なえ」という「命令」として表現される〈意志〉に,

β) また, 「各人」にたいする・「禁止」として, ないしは, 「行なってはならない」とする「命令」として, 表現される〈意志〉に,

iii) α) 上記の・〈单一〉の人間ないし協議体が, 「各人」にたいして〈行なうように〉と〈意志〉する「行為」を「行なう」ことの〈原動力〉である・「各人」の〈意志〉を,

β) ないしは、同じ・〈单一〉の人間ないし協議体が、「各人」にたいして「禁止」し、あるいは、〈行なわないように〉と〈意志〉する「行為」を「行なわない」ことの〈原動力〉である・「各人」の〈意志〉を、

iv) 〈服従させ・従属させる〉ように、

v) 「契約によって」、

vi) 「自分自身を拘束すること」——である。

c) 上記・b), ii) ~ iv) が、“DC.”にあっては、前述・2), b), i) の意味で「あらゆる人間の意志が一つになる」こととの〈内容〉として、表現されるのである。

d) また、上記・b), v) の「契約によって」と、vi) の「自分自身を拘束すること」とは、不可分離の関係にある。

というのは。i) “EoL.” Pt. I. Chap. 16. と Chap. 17. とは, “Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. XV. に似て、いわば〈第一の自然法〉といわば〈第二の自然法〉と以外の〈他の諸自然法〉を挙示しているのであるが、Chap. 16., §. 1. では, “Lev. (E. L.)”・Pt. I. Chap. XV. の prg. 1. とひとしく、こう述べられている。

「前章〔第一部 第十五章〕・第二節で言及されました・自然に基づく法、すなわち、各人ハ、権利ヲ、ワガ身カラ引キ離セ、云々〔いわば〈第二の自然法〉〕は、もし、各人ハ、自分が行ナウ契約ヲ、固ク守リ、実行スルヨウニ、拘束サレル、という・このこともまた、同じ自然に基づく・一つの法でないのであれば、まったく、無駄でありますし、なんの役にも立たないのです」(p. 82)。

ii) 「自然に基づく法」とは、「理性」の「教示」であるのであったからには、上記の後者もまた、〈すべて〉の「契約」にかかる「自然に基づく法」であらざるをえない。

iii) それゆえ、「單一体の造出」が、前述・b), v) のとおり、〈「契約」によるもの〉である以上、「各人」は、上記の・「契約」にかかる「自然に

基づく法」により、この〈契約内容〉を「固ク守リ、実行スル」ことへ、「自分自身を拘束する」のでなくてはならないからである。

e) そして、その〈契約内容〉は、もとより、前記・b), ii) ~ iv) であり、約言すれば、“DC.”について示された・前出・2), b), i) である。

f) したがって、要約すれば、“EoL.”に言う「單一体の造出」とは、「各人」が、自らの「意志」を、〈单一〉の人間の「意志」に、ないしは、〈单一〉の協議体の「意志」に、〈服従・従属させる〉ことへ、「契約」を交すことにより、「自分自身を拘束すること」である。

4) しかしながら、問題は、言うまでもなく、——なにゆえ、「單一体の造出」が、上見の〈内容〉をもった・「各人」が交す〈「契約」によるもの〉でなくてはならないのであるか——である。

a) 「各人」（「人間誰しも」）が、自らの「意志」を、「ひとりの人間の意志」に、ないしは、「一つの協議体の意志」に、〈服従・従属させる〉にしても、「各人」が、〈個々に〉これを行なうのであっては、言うまでもなく、「共同の力」は「設立」されることが、〈できない〉。

なぜなら。i) 「共同の力」とは、「ひとり」の人間、ないしは、「一つ」の協議体、すなわち、〈单一〉の人間ないし協議体が行使する「力」である以上、〈单一〉の「力」でなくてはならないことは、もとよりである。

ii) してみれば、「共同の力」が「設立」されることが〈できる〉ためには、「各人」の「意志」の・上記の・〈单一〉の人間ないし協議体の「意志」への〈服従・従属〉それ自体が、〈单一〉であらざるをえなくなる。

iii) この・「各人」の「意志」の〈服従・従属〉の〈单一性〉は、「各人」が、各自の「意志」の〈服従・従属〉を、〈相互に、かつ、同時に〉行なうことによってのみ、えられることが、〈できる〉。

iv) しかるに、上記の・「各人」の「意志」の〈服従・従属〉の〈相互性と同時性〉とは、すでに知られているように、“Lev. (E. L.)”・Pt. I. Chap. XIV. prg. 5. に示されることになる「第二の自然法」そのものによって、ではない

が、この「自然法」の〈論理〉と、その〈論理を表現している〉「契約」だけが、〈保証しうる〉のである。

v) 「单一体の造出」が、前見の〈内容〉をもった・「各人」が交す〈「契約」によるもの〉でなければならない根拠は、上記・a), i) — iv) である。

b) そして、加えれば、i) “covenant”（「契約」）という語は、再言すれば、古典ラテン語で、接続詞でもあり前置詞でもある“cum”（[クウム]。ここでは前置詞）に発する“con”（[コン]。〈一諸ニ〉）を前綴りとし、動詞“venīre.”（[ウェニーアイレ]。〈来ル〉）とからなる合成語・“convenīre”に源をもつものであって、それゆえ、原意は、〈別レテイル者ガ、相会スルコト〉である。

また、“páctum”（「契約」）の語は、“pāx”（[パーアクス]。〈平和〉）から発した動詞“pacíscī”（[パキースキー]），〈和ヲ講ズル〉，〈和合スル〉の〈動名詞分子〉であり、したがって、本来の語意は、〈分裂シテ戦ウ者ガ、和合スルコト〉である。

ii) してみれば，“covenant”，“páctum”なる概念こそ、ここでは、諸「情念」，（ないしは、「情念」と基本的には〈同一〉である（“EoL.” Pt. I. Chap. 12. §. 2. pp. 61—62；“DH.” Cáp. VI. §. 2. pp. 95—96））諸「意志」を，〈原動力〉として，「戦争」にまで至り，あるいは，「分裂」と「背馳」とをつうじて「合意」と〈相互援助〉との「持続」を「不可能」にする「各人」が，〈单一〉の人間ないし協議体の「意志」にたいする・各自の「意志」の〈服従・従属〉の〈单一性〉をえるための・上記の〈服従・従属〉の〈相互性と同時性〉とに到達する「道」を，表示する・ただ一つの・適切な概念である。

c) ところがしかし，“EoL.”は、前述のように、「各人」が自らの「意志」を〈单一〉の「人間」ないし「協議体」の「意志」に〈服従・従属せしめる〉さいの〈相互性と同時性〉とを〈保証しうる〉・唯一の「道」としての「契約」が、その〈論理を表現しているべき〉・“Lev. (E. L.)”に言う「第二の自然

法」を、もってはいないのである。

すなわち、i) “*EoL.*” は、Pt. I. Chap. 15. §. 8. にあって、「第八節。人間誰しもが、見返りの利益を考慮して、自分の権利を移譲する場合には、これは、無償の贈与ではなく、相互の授与である。そして、契約(CONTRACT)と名づけられる」と規定しているが、その「契約」は、「両当事者(both parties)」の交すものである、とし、加えて、「契約」の〈履行〉に、「信頼」の要素を付した上で(p. 77)，次・§. 9. で、「第九節。信頼が存在する・あらゆる契約にあって、信頼されている方の当事者の約束が、信約(a COVENANT)と名づけられる」と述べるにとどまっている(p. 78)。

(ちなみに、“*DC.*”もまた、Cáp. II. §. 9. で、「第九節。ところで、自分の権利を相互に移譲する者のふたりの、ないしは、多数の、行為が、契約(CÓNTRACTUS)と名づけられる」とし、やはり、「契約」の「履行」の「信頼」の要因を入れて、「…信頼されている者が、自分は、〔契約の〕事後に履行するであろうと約束する場合には、こうした約束が、信約(PÁCTUM)と呼ばれる」と語っているにとどまる(OL · II. p. 173))。

(上記の・“*EoL.*”, “*DC.*”の論旨は、“*Lev. (E. L.)*”・Pt. I. Chap. XIV. が、prg. 9. で、「権利の・相互の移譲が、人々が契約(CONTRACT)と名づけるものである」と規定し(E. p. 192), prg. 11. で「信約(PACT. or COVENANT)」について論示しているところと、ひとしい)。

ii) その上、“*EoL.*”(ならびに、“*DC.*”)が示す・いわば〈第二の自然法〉は、“*Lev. (E. L.)*”が語る「第二の自然法」に〈似て、しかし、まったく非なるもの〉であることは、すでに見たとおりである。

d) こうして、“*EoL.*”にあって、「融合体の造出」の基礎とされている「契約」は、それが〈表現している論理〉を含む「自然法」を、欠いているものである。

これもまた、本章・前出・IV. b) 以下; VI. j) 以下に記した〈論理上の・第五の難点〉(本章・次・5), c)-f), 参照)に属する事柄である。

(ただ、 “*EoL.*” が示す・いわば 〈第二の自然法〉 が、 “*Lev. (E. L.)*” の言う「第二の自然法」にまで補完された契機は、 上記の 〈難点〉 の自覚にある、 と推定することは、 許されよう)。

5) さて、 “*EoL.*” は、 Pt. I. Chap. 19. の・同じ§. 7. で、 つづいて、「人間誰しも」(「各人」) が、 上見のように、 自らの「意志」を、 〈单一〉 の人間ないし協議体の「令合に服従させる」という・「单一体の造出」の「契約」を交すことは、 その「各人」が、「自分の・身体と心との力と、 用いる手段」とを、 上記の・〈单一〉 の人間ないし協議体に、「譲渡する」ところの「契約」を交すことである、 とする立論に、 進むのである。

すなわち、 こう言われる。

「人間といふものの意志 (the will) は、 意志に発するものではなくて (not voluntary), 意志に発する諸行為の原動力 (the beginning of voluntary actions) なのでありますて、 [それ自体としては] 引き渡し (deliberation) と契約 (covenant) に服するものではない (is not subject to) にも拘らず、 しかし、 人間誰しもが、 自分の意志を他人の命令に服従させる、 という契約を交す場合には (… when a man covenanteth to subject his will to the command of another), 人間誰しもは、 自分の・身体と心との力 [の 〈行使〉] と、 用いる手段とを (his strength and means), 自分がその人に従う (obey), という契約を交した・その人間に、 譲渡する (resign), という・このことへ、 自分自身を拘束するのです (… he obligeth himself to this, …)。 そして、 命令を下すことになります人間は、 このことによって、 人間たちの・用いる手段と、 身体と心との力とのことごとくを行使することにより、 その行使の脅威によって、 人間たち全部を、 お互のあいだの单一性 (unity) と協同 (concord) とへ、 向かわせる (frame … to) のです」 (pp. 103–104)。

a) 分析されなければならないのは、 この立論が、 いかなる 〈論理〉 に基づいているか、 である。

その分析を、前掲の論述全体にしたがって、行なうならば。

i) “*EoL.*” は、 “*Lev. (E. L.)*” · Pt. I. Chap. VI. Of the Interior Beginning of Voluntary Motions ; commonly called the Passions. And the Speech by which they are expressed (「意志に発する運動〔行動・行為〕の・内部にある原動力で、ふつう情念と呼ばれているものについて。および、諸情念が表現される語について」) に相当する論述を、 Pt. I. Chap. 8., Chap. 9., および, Chap. 12. とで行なっているのであるが,

後者 · Chap. 12. は、上掲 · “*Lev. (E. L.)*” · Pt. I. Chap. VI. の prg. 49. — prg. 53. にわたる · 「欲求」 および 「恐怖」 との · 二つの 「情念」 と 「秤量」 (deliberation) と 「意志」 (the will) との関係の論示と基本的には同一の規定を、 §. 1. — §. 6. において語り、その後、 §. 7., §. 8., §. 9. で、「合意」, 「お互いの援助」, 「单一体」, 「意図」 の概念について、述べている。

(“*DH.*” は、 Cáp. XI. Dé Appetítū et Fúgā, Júcundō et Mólestō, et eôrum Cáusīs. ([デー · アッペティートゥー · エト · フガ, ユークウンドー · エト · モレストー, エト · エオーオルウム · カウスィース])。「第十一章。欲求と逃避とについて、気持のよさとつらさとについて；および、これらの原因について」と、 Cáp. XII. Dē Afféctibus, sive Perturbatiōnibus Ānimī. ([デー · アッフェクトィブス, スイーウェ · ペルトウルバーティオーニブス · アニミー])。「第十二章。諸情念について、ないしは、魂の攪乱について」とをもつが、〈意志〉についての論示は、ない。

“*DC.*” は、かかる主題には、まったく、無縁である)。

ii) さて、上掲 · “*EoL.*” · Pt. I. Chap. 12. §. 2. では、 “*Lev. (E. L.)*” · Pt. I. Chap. VI. prg. 53. にあってとひとしく、「秤量にあたっての · 最後の欲求、同じく、また、〔秤量にあたっての · 〕 最後の恐怖が、意志 (WILL) と呼ばれるのです。(すなわち), 最後の欲求が、行なおうとする意志 (will to do), と呼ばれます。最後の恐怖が、行なうまいとする意志 (will not to do), ないしは、しないでおこうとする意志 (will to omit), と呼ばれるのです」と

規定している (pp. 61–62)。

iii) してみれば、前出・Pt. I. Chap. 19. §. 7. にあって、まず、「意志」は、「意志に発するものではない」、すなわち、「意志」は、「意志」を〈原動力〉とするものではなくて、「意志に発する諸行為の原動力」である、とされるのは、当然である。

iv) さらにまた、「意志」は、「意志に発する諸行為」の (“*Lev. (E. L.)*”・Pt. I. Chap. VI. の章題に言われるとおり)「内部にある」ところの「原動力」である以上、〈外部にある物件〉とは異なって、「引き渡し」は、〈不可能〉であり、したがってまた、「意志」の「引き渡し」を内容とする「契約」も、「意志」については〈不可能〉である。この〈不可能性〉を、“*EoL.*”は、「意志は、…[それ自体としては]引き渡しと契約とに服するものではない」、と言うのである。

v) ところで、本・VII・前出・d), i) ~ iii) に見たとおり、〈すべて〉の「契約」について、「各人ハ、自分が行ナウ契約ヲ、固ク守リ、実行スルヨウニ、拘束サレル」という「自然法」が、ある。

であればこそ、「單一体の造出」(すなわち、「人間誰しも」('各人')が、「契約によって」、「自分の意志」を、〈单一〉の人間ないし協議体の「命令」に〈服従・従属させる〉こと)は、当の「各人」が、「自分の意志」を、上記の人間ないし協議体の・「命令」として表現された「意志」に「服従させる」ことへ、「自分自身を拘束する」ことになるのであった。

vi) だが、前記・iv) によって、「單一体の造出」、すなわち、「各人」が自らの「意志を、〈单一〉の人間ないし協議体の「意志」に〈服従・従属させる〉ことは、「各人」が自らの「意志」を、〈单一〉の人間ないし協議体に〈引き渡す〉ことでは、〈ありえない〉のであった。

vii) では、「各人」が自分の「意志」を、上記の人間ないし協議体に〈引き渡す〉ことなしに、自らの「意志」を、後者の「意志」に〈服従・従属させる〉ことは、いかにして〈可能〉であるのか。

viii) α) 「各人」の「意志」は、「各人」の「諸行為」の・「内部にある原動力」であるのであった。

β) しかし、「諸行為」は、〈外部において行使される・「身体と心との力」〉にほかならず、そして、「身体と心との力」を〈外部において行使する〉「原動力」が、「意志」なのである。

γ) また、「各人」が、「手段」を「用いる」場合には、「手段」は、〈外部にあるもの〉であり、その「手段」を「用いる」(〈行使する〉)「原動力」も、やはり「意志」である。

ix) とするならば、「各人」が自らの「意志」を、〈单一〉の人間ないし協議体の「意志」に〈服従・従属させる〉とは、「各人」が自らの〈外部において行使される「身体と心との力」〉と、「用いる手段」とを、その〈单一〉の人間ないし協議体が〈自らの意志のままに行使するに任せること〉こと、言いかえれば「譲渡すること」こと、〈同一〉である。

x) そして、この「譲渡」の結果として、「…命令を下すことになる人間〔ひとりの人間〕、ないしは、「一つの協議体」〕は、人間たちの・用いる手段と、身体と心と力とのことごとく行使することにより、その行使の脅威によって、人間たち全部を、お互いのあいだの单一性と協同とへ、向かわせるのである」。

xi) 本・5) 冒頭に示した・“EoL.” の立論の〈根拠〉を分析すれば、それは、上述の〈論理〉であるはずである。

xii) そして、この分析によって確かめられたことは、「身体と心との力」なる概念は、つねに、「身体と心との力」の〈行使〉を意味する、というということである。

ことことは、本章の・本・VII. の・以下の、および、VIII., IX. の、論述にとって、肝要な事柄である。

b) i) さて、しかし、「单一体」が「造出」される〈目的〉は、上記・a),

x)に見たとおり、「命令を下すことになる」・「ひとりの人間、ないしは、一つの協議体」が、「人間たちの・用いる手段と、身体と心との力のことごとく〔「共同の力」〕を行使することにより、その行使の脅威によって、人間たち全部を、お互いのあいだの单一性と協同とへ、向かわせる」ところにある以上、「單一体」が「造出」されるためには、「各人」の〈すべて〉が、「契約によって」、〈相互に、同時に〉、「契約」の〈内容〉たる・かかる「譲渡」へ、「自分自身を拘束する」のでなくてはならない。

ii) それゆえ、「單一体の造出」は、「各人」が、「契約によって」、各自の「意志」を、〈单一〉の人間ないし協議体の「意志」に〈服従・従属させる〉という〈契約内容〉へ、「自分自身を拘束する」ことをつうじて、行なわれる、とする規定は、

「單一体の造出」は、「各人」〈すべて〉が、「契約によって」、各自の「身体と心と力」の〈行使〉の〈すべて〉と、「用いる手段」〈すべて〉とを、〈单一〉の人間ないし協議体に、〈相互に、同時に〉「譲渡する」という〈契約内容〉へ、「自分自身を拘束する」ことをつうじて、行なわれることを、意味するものとなる。

c) ところがしかし、「各人」の〈すべて〉が、自らの「身体と心との力」の〈行使〉と「用いる手段」との〈すべて〉を、〈单一〉の人間ないし協議体に、〈相互に、同時に〉、「譲渡する」ことへ、自分自身を拘束する」ことが生じうる「契約」は、ひとり、*“Lev. (E. L.)”*・Pt. I. Chap. XIV. に示された「第二の自然法」の〈帰結〉であり、かつ「第二の自然法」の〈論理を表現している〉「契約」のみである。

d) だが、*“EoL.”*が、この「譲渡」にかかわってこれまでに示したのは、ただ、前見の・いわば〈第二の自然法〉(*“Lev. (E. L.)”*)の「第二の自然法」に〈似て、まったく非なる〉もの)であるに、すぎない。

しかし、この・いわば〈第二の自然法〉は、*“Lev. (E. L.)”*の「第二の自

然法」が含んでいる・あの《條件》を欠いているものであり、ために、「各人」が、上記の「譲渡」へ、「自分自身を拘束する」、という〈帰結〉を、導きえないものである。

e) とすれば、“*EoL.*”は、「单一体の造出」について、「契約によって」と立言しながら、しかし、その立言の〈根拠〉たるべき「自然法」をもっていないのであり、すなわち、「单一体」を「造出」するとされている「契約」は、実は、かかる「契約」〈たりえない〉ものである。

f) ここに、本章・前出・IV. 5), とりわけ b) 以下に述べた・“*EoL.*”(および“*DC.*”)における・致命的な〈論理上の・第一の難点〉と、そこから生ずる〈第五の難点〉とがある。

g) いな、それのみでは、ない。i) 本章・次・VIII. 2) 以下に示すよう、 「各人」〈すべて〉が「譲渡する」もののうち、(「用いる手段」は、別として)、「各人」の「身体と心との力」の〈行使〉は、〈物件〉ではないのであるから、これを「移譲する」ことは、「不可能」である、という〈論理上の難点〉を、“*EoL.*”(ならびに、“*DC.*”)自らが認めているのである。(これは、〈第六の難点〉の〈一半〉をなすものである)。

ii) 〈一半〉というのは、“*EoL.*”(と“*DC.*”と)は、上記の〈難点〉(「移譲」の「不可能」)を解消すべく、「移譲」についての・ある〈理解〉ないし〈解釈〉を示すのであるが、この〈理解〉・〈解釈〉もまた、結局、上記の〈第六の難点〉へ、〈環流〉するのであって、かかる・〈理解・解釈〉の〈環流〉が、〈第六の難点〉の・他の〈一半〉をなすからである。

6) ところで、“*DC.*”もまた、本・VII. 1), a) に見た・Cáp. V. §. 5., §. 6. の論述をうけて、前見の・“*EoL.*”における・「单一体の造出」の立論に相当するものを、「…あらゆる人間が、意志を、ひとりの人間の意志に、ない

しは、一つの協議体の意志に、…従属させること」という表現のもとに、§. 7. で、以下のように記している。

a) 「第七節。あの・あらゆる人間が、意志を、ひとりの人間の意志に、ないしは、一つの協議体の意志に、このように従属させること (*submissio*) は、あらゆる人間の各人が、残りの人間たちの各人との契約によって (ūnusquī-sque eōrum ūnicuique cæterōrum … pāctō. [ウーウヌウスクウイスクウエ・エオーオルウム・ウーニークゥイークウエ・カアエテローオルウム…パクトー]), 自分を従属させることになる・あの人間の、ないしは、あの協議体の、意志に、抵抗しないように (ad nōn resīstendum. [アド・ノーオン・レスイステンドウム]), 自分を拘束する (sē óbligat. [セー・オブリガト]) 時、その時に造出されるのです (fīt. [フィーイト])。言いかえますと、自分のもっている・身体と心との能力 (ópēs. [オペース]) と身体と心との力 (vīrēs. [ヴィーレース]) とを、誰であれ第三者に立ち向かって行使することを、あの人間、ないしは、あの協議体にたいして、(各人は、力に立ち向かってわが身を防衛する権利を、保持している、と理解されるからといって), 拒否することができないように (… nē … dēneget. […ネー…デーネゲト]), 自分を拘束する時、その時に造出されるのです。そして、[このようにして「造出」された・<あらゆる人間の意志が、ひとりの人間の意志に、ないしは、一つの協議体の意志に、…従属すること>が], 単一体 (ŪNIO. [ウーニオ]) と名づけられるのです。…」 (OL・II. pp. 213–214)。

b) 上掲の叙述に示されている立論は、その表現——「…あらゆる人間の各人が、残りの人間たちの各人との契約によって」、「自分を従属させることになる・ひとりの人間、ないしは、一つの協議体の意志」に、「抵抗しないように、自分を拘束する…」、言いかえて、「自分のもっている・身体と心との能力」ならびに「力」を、上記の人間ないし協議体が「行使することを、拒否することができないように、自分を拘束する…」という表現——において以外には、本・VII. 前出・3), b) ~ f); 4), a) ~ f) に記した・「单一

体の造出」についての・“EoL.”の論旨と異なるところを、もたない。

c) さて、“EoL.”が、前・5)に見たとおり、上記の所論から、一つの論理によって、——「各人」が「单一体の造出」の「契約」を交すことは、「各人」が、「自分の・身体と心との力」の〈行使〉と、「用いる手段」とを、〈单一〉の人間ないし協議体に、「譲渡する」ところの「契約」を交すことである——とする立論に進むのにたいし、

“DC.”は、Cáp. V. §. 8. で、i) 「自分の意志を、他人の意志に服従させる」ことについて、〈「契約」によって〉という規定をおかず、また、ii) 「各人」が「移譲」するのは、「自分の・身体と心との力」の〈行使〉とにたいする「権利」である、と、つぎのように論示している。

「第八節。ところで、意志は、それ自体としては、意志に発するものではなくて (*nōn voluntāria.* [ノーオン・ウォルウンターリア]), 意志に発する諸行為の原動力 (*actiōnum voluntāriārum prīcipium.* [アークティオーオヌウム・ウォルウンターリアーアルウム・プリーンキピュウム]) にほかなりませんし、なぜなら、私たちは、意志することを意志するのではなく、行なうこと (*fācere.* [ファケレ]) を、意志するのであるからです。したがってまた、意志は、引き渡しと契約とに服することは、まったくないにしましても、しかし、自分の意志を、他人の意志に服従させる人間は、その他人に、自分の・身体と心との力[の〈行使〉]と、用いる手段とにたいする権利 (*jūs vīrium et facultātum suārum.* [ユース・ヴィーリュウム・エト・ファクタルターアトウム・スウアーアルウム]) を、移譲している (*trānsfert.* [トラーアンスフェルト])のです。その結果、ほかの人間たちも、同じことをする場合には (*cum cāeterī idem fēcerint.* [クウム・カエテリー・イデム・フェケリント]), 従属をうける・あの者〔〈单一〉の人間ないしは「協議体」〕は、強大な・身体と心との力 (*tāntae vīrēs.* [タンタエ・ヴィーレース]) をもち〔〈行使する〉、の意〕、この・強大な・身体と心との力の脅威によって、ひとりひとりの人間の意志を、单一性と協同とへ、向かわせる (*ad … cōfōrmāre.* [アド・コ

ンフォールマーアレ]) ことができるのです」(傍点は、原文イタリク、○傍点は、引用者。OL・II. pp. 213-214)。

d) ここで、前・5), d) に示した〈論理上の・第六の難点〉を主題とする・本章・次・VIII. に進むために、上記の〈難点〉について、触れておけば。

i) 前・5) の冒頭に見た・“EoL.”・Pt. I. Chap. 19. §. 7. の立論——すなわち、「…人間誰しも〔各人〕が、自分の意志を他人の命令に服従させる、という契約を交す場合には、人間誰しもは、自分の・身体と心との力〔の〈行使〉〕と、用いる手段とを、自分がその人に従う、という契約を交した・その人間に、譲渡する、という・このことへ、自分自身を拘束する」という立論には、本・VII・前出・5), d) に予示したように、「各人」の「身体と心との力」の〈行使〉の「移譲」は、「不可能」である、という“EoL.”自らが認める〈論理上の・第六の難点〉の〈一半〉があったが、

ii) 他方、本・6), c) に引用した“DC.”・Cáp. V. §. 7. における・「…その他に、自分の・身体と心との力〔の〈行使〉〕と、用いる手段とにたいする権利を、移譲している…」という立論は、“EoL.”が上記の〈難点〉を解消するためにとる・ある所論とおなじく、一つの〈環流〉に陥るのである。

iii) というのは。α) “DC.”が、(“EoL.”とひとしく自覚した)上記の〈第六の難点〉の〈一半〉を救わんがためにとる〈解釈〉——すなわち、本章・次・VIII. に見るように、「自分自身の・身体と心との力〔の〈行使〉〕を他人に移譲することは、実際には、誰にもできないことであるのですから」,(VIII. 2), a)), 「市民の各人が、自分の・身体と心との能力〔の〈行使〉〕と力〔の〈行使〉〕とのすべてを、あの〔〈单一〉の〕人間に、ないしは、〔あの・〈单一〉の〕協議体に」たいして(VIII. 1), c)), 「移譲を行なったとは、〔移譲する人間が、移譲される相手に〕抵抗する・自分の権利を、譲り渡したこと以外の・なにものでもないのです」(VIII. 2), a)), とする〈解釈〉(“EoL.”では、——上記の「移譲」は、「移譲する人間が、自分の・身体と心との能力〔の〈行使〉〕と力〔の〈行使〉〕とを移譲する相手の人間に抵抗する・自分

自身の権利を、〔その相手に〕引き渡すことであり、ないしは、譲り渡すことである」にすぎない、と「理解されなくてはならない」、という〈理解〉に含まれる・「抵抗する…権利」の「譲渡」は、

β) “EoL.”, “DC.”, および “Lev. (E. L.)” に共通な・「権利の譲渡」の概念の規定からすれば、結局、「各人」が〈单一〉の人間ないし協議体に〈抵抗しないこと〉に、帰着する。(すなわち、あの・〈单一〉の人間ないし協議体が〈抱くことのありうる・あらゆる「意志」に、また、その「意志」を「原動力」として〈行なわれることのありうる・あらゆる行為〉に、「各人」が〈服従・従属すること〉に、帰着するのである。

γ) してみれば、上記の〈抵抗しないこと〉、〈服従・従属すること〉は、「各人」が、自らの「身体と心との力」の〈行使〉にたいする「権利」を「移譲することではないのであって、「身体と心との力」の〈行使〉を「移譲すること」にすぎないのである。

δ) しかるに、〈契約内容〉としての・かかる「移譲」は、“EoL.” にあってとひとしく、“DC.” にあっても、〈不可能事〉とされている。

ε) こうして、さきに示した・“DC.” の言う・「自分の・身体と心との力」の〈行使〉にたいする「権利」の「移譲」という立論は、上に示した〈解釈〉(および、“EoL.” の〈理解〉)とともに、前掲の〈第六の難点〉に、〈環流〉していくのである。

η) そして、この〈環流〉が、〈第六の難点〉の・他の〈一半〉である。

なお一つ加えておけば。

なるほど、“DC.” が、本・6), a) の初めに示した・§. 7. の論述にあって、引用者が○傍点を付したように、「ほかの人間たちも、同じことをする場合には」としているのは、“Lev. (E. L.)” の言う「第二の自然法」が含む・「自然権」の〈手渡シ〉・「移譲」の《條件》とひとしいものであり、したがって、「各人」〈すべて〉が、「契約によって」、その「移譲」へ、〈相互に、同時に〉

「自分自身を拘束する」、ということを、〈帰結〉せしめるものではある。

けれども、*“DC.”* 自らが挙げる・いわば〈第二の自然法〉は、前見（本章・前出・IV. 2), c)) のとおり、かかる《條件》を、なにら、含んではいないのであった。

それゆえ、*“DC.”* が、上記の《條件》を付したことは、*“EoL.”* の・いわば〈第二の自然法〉が、*“Lev. (E. L.)”* の「第二の自然法」に、展開する契機である、とは言いうるにせよ、しかし、*“Lev. (E. L.)”* のように、この《條件》付帯の〈根拠〉を挙げて、あらためて、《條件》を伴う「第二の自然法」を示すのでなければ、「各人」〈すべて〉が、「契約」によって、上記の「移譲」へ、〈相互に、同時に〉、「自分自身を拘束する」、という立論は、完全な〈論理上の根拠〉をもつには至らないのである。

VIII

1) a) 本章・前・VII. 5) に見たとおり、*“EoL.”* は、「單一体」を「造出」する「契約」の〈内容〉について、Pt. I. Chap. 19. §. 7. で、「各人」〈すべて〉が、「自分の意志」を、〈单一〉の人間ないし協議体の「命令に服従させる」とこと、「各人」〈すべて〉が、上記の・〈单一〉の人間ないし協議体に、「自分の・身体と心との力と、用いる手段とのことごとくを、譲渡する」ととは、〈同一〉である、としたのち、

i) 次・§. 8. で、まず、かかる「譲渡」によって「造出された單一体」が、〈国家〉と名づけられる、とする。

ii) ところで、〈单一〉の人間ないし協議体は、

α) 「各人」〈すべて〉の「身体と心との力〔の〈行使〕〕と、用いる手段とのことごとく」が、「譲渡」により〈集中〉した「共同の力」を「行使」し、

β) そして、この「共同の力」の「行使」の「脅威によって」、「各人すべての意志を、各人同志のあいだの单一性と協同とへ(§. 7.)、(言いかえれば、「共同の平和」と、「共同の防衛」と、「共同の利益」とへ(§. 8.)), 向かわせるこ

とができる」のであったが、

γ) このように「向かわせることができる」ことは、「各人」<すべて>が、上記・α), β) の意味において、「共同の力によって、单一の人格として融合したもの」となることを、意味する。

δ) なぜなら、上記の内容の「向かわせることができる」とは、「各人」<すべて>の「身体と心との力〔の〈行使〉〕と、用いる手段」との〈集中・凝結〉たる「共同の力」が、「各人」<すべて>の「意志」を、「各人」<すべて>の「共同」の〈目的〉（「共同の平和」、「共同の防衛」、「共同の利益」。ないしは、「单一性」と「協同」と）に向かう〈行動・行為〉へ、〈集束させる〉ことであり；したがって、「各人」<すべて>は、「共同の力」によって、〈单一化された〉〈目的〉にたいし、〈单一化された〉「意志」によって、〈单一化された〉〈行動・行為〉をとりうるもの、すなわち、「单一の人格」、となることであるからである。

iii) そこで、“EoL.”は、Pt. I. Chap. 19. §. 8. で、〈国家〉とは、かかる・「各人」<すべて>の・「共同の力」によって「单一化された」・「单一の人格」である、と「定義されることができる」として、

以下のように、述べている。

「第八節。このようにして造出されました・この单一体が、人々が今日、政治体 (a BODY POLITIC)，ないしは、国家結合 (civil society) と名づけているものであります。ギリシャ人は、これを、 $\piόλις$ ([ポリス])。「国家」であり、かつ、同時に「社会」であるもの)，言いかえますと、国家都市 (city) と名づけています。これらのものは、人間たちの多数体 (a multitude of men) が、その人間たちの・共同の平和、共同の防衛、共同の利益を目的に、一つの・共同の力によって、单一の人格 (one person) として单一化されたものである、と定義されることがあります」(p. 104)。

“DC.”は、Cáp. V. §. 9. で、“EoL.”の言う「单一の人格」の意味とは、一つには、——「各人」<すべて>が交す「契約」の〈内容〉にしたがい、「单

「一体」の「意志」が、「各人」〈すべて〉の「意志」と「見做される」ことにおいて、「单一体は、あらゆる人間の・单一の意志である」というところにある、——とし、二つには、——「单一体」は、あの・〈单一〉の人間ないし協議体が、「各人」同志のあいだの「单一性と協同」("EoL."), すなわち「共同の平和と共同の防衛" ("EoL.", "DC.")とのために、「各人」の「用いる手段と、身体と心との力のことごとく」を ("EoL."), 「ひとりひとりの人間の・身体と心との能力と力」とを ("DC."), 「行使する」ことにおいて、「自分に固有の」・「諸権利」と「任務」とをもつ、——というところにおき、加えて、「单一体」を「造出」する・「各人」の・上記の「契約」の「目的」を、あらためて規定しつつ、"EoL." とほぼ同論旨の記述を、示している。

「第九節。ところで、このようにして造出されました单一体が、国家 (*civitās.* [キー・ヴィタース]) あるいは国家結合 (*societās cīvīlis.* [ソキエタス・キー・ヴィーイリス]) と名づけられ、その上なお、国家人格 (*persōna cīvīlis.* [ペルソーナ・キー・ヴィーイリス]) とも名づけられるのです。なぜかと言いますと、单一体は、あらゆる人間の・单一の意志 (*ūna … omnium vōluntās.* [ウーナ…オムニユウム・ウォルウンタース]) でありますので、单一の人格 (*ūna persōna.* [ウーナ・ペルソーナ]) と見做されなくてはならないからであります。さらにまた、单一体は、自分に固有な諸権利 (*jūra sūa* [… *síbi prōpria.* [ユーウラ・スウア […スイビイ・プロプリア]]) をもち、自分に固有の任務 (*rēs (sūe) síbi prōpriœ.* [レーエス [・スウアエ]・スイビイ・プロプリアエ]) をもつものでありますので、单一のもの (*ūnum.* [ウーヌウム]) という名辞によって、個々の人間すべてから、区別され・識別されなくてはならないからであります。こうして、その人間の意志が、あらゆる人間の意志と考えられなくてはならない人間 [〈单一〉の人間ないし協議体] を除きますと、あれこれの市民も、また、あらゆる人間の一括も、国家と考えられてはならないのです。ですから、国家を定義するとしますと、国家とは、单一の人格 (*persōna ūna.* [ペルソーナ・ウーナ]), すなわち、多数の

人間たちが交す契約に基づいて、その意志が、その・多数の人間たちすべての意志と見做されなければならない・单一の人格、であって、その契約の目的は、この・单一の人格が、共同の平和と共同の防衛とのために、ひとりひとりの人間の・身体と心との能力と力を、行使することができる、というところにある、ということになるのです」(傍点は、原文のイタリク。OL-II. p. 214)。

b) i) そこで、以上に “EoL.” と “DC.” について見られた・「国家」と名づけられる「单一体」の規定にしたがえば、「国家」は、

「戦争」・「万人が万人を敵とする戦争」の「境遇」にある「各人」<すべて>が、<单一>の人間ないし協議体がもち、かつ「行使」する・「強大な」「共同の力」の「脅威」によって、「共同の平和」、「共同の防衛」、「共同の利益」に<向かわしめられる>ために、この<向かわしめられる>ことを「目的」とする「契約」——もとより、上記の・「強大な」「共同の力」を形成するために、各自の「意志」を、その<单一>の人間ないしは協議体が、（「各人」<すべて>の・「共同の平和」、「共同の防衛」、「共同の利益」のために<行なうことのありうる・あらゆる行為>の「原動力」たるもの、すなわち）<抱くことのありうる・あらゆる意志>に<服従・従属させる>、という<内容>の「契約」、とりもなおさず、各自の「用いる手段」と、「身体と心との力」、ないしは、「身体と心との能力と力」と〔の<行使>〕を、<单一>の人間に「譲渡」・「移譲」する、という<内容>の「契約」——を、

(<相互に、同時に> 交し合うことによって)「造出」される・「各人」<すべて>の「单一の意志」としての「单一の人格」である。

ii) してみると、あの<单一>の人間ないし協議体とは、「国家」という「单一体」である・この「单一の意志」としての「单一の人格」が「造出」されるために、上記の「各人」<すべて>の「意志」が、（「契約」の<内容>において）、<单一>の人間ないし協議体の・前記の「意志」に<服従・従属せし

められる〉ところの《核心》であり、あるいは、「各人」の「用いる手段」と、身体と心との力・「身体と心との能力と力」とが「譲渡」・「移譲」されるところの《中核》である。

iii) そして、かかる《中核》であればこそ、〈单一〉の人間ないし協議体は、自らに〈集中・凝結〉した「各人の用いる手段と身体と心との力のことごとく〔「共同の力〕〕を、行使」するのであり (“EoL.”), 「ひとりひとりの人の・身体と心との能力と力と〔「共同の力〕〕を、行使することができる」のである (“DC.”)。

2) a) ところで、“EoL.”は、Pt. I. Chap. 19. §. 10. で、かかる〈单一〉の人間ないし協議体（「ひとりの人間」、ないしは、「一つの協議体」）を，“SOVEREIGN”（「至高権力所持者」）と呼び、つぎのように述べている。

「第十節。ほかの国家都市、ないしは、ほかの政治体に隸属しておらず、独立している・あらゆる国家都市ないしは政治体の場合に、ひとりひとりの成員が、そのものに、前述の・共同の力を与えました・あの・ひとりの人間、ないしは、一つの協議体が、その成員たちの至高権力所持者、と名づけられるのですし、それがもつ力が、至高権力 (sovereign power), と名づけられるのです。この至高権力は、その成員の各々が、契約によって、自分から進んで、あの・ひとりの人間、ないしは、一つの協議体に、移譲した・身体と心との能力〔の〈行使〕〕と、身体と心との力〔の〈行使〕〕とで、あります」(p. 104)。

“DC.”もまた、Cáp. V. §. 11. で、同じ規定を与えていた。

「第十一節。あらゆる国家にありますては、前述のとおり、ひとりひとりの人間が、自分の意志を、その意志に従属させた・あの・人間、ないしは、あの協議体が、至高権力 (SÚMMA PÓTESTĀS. [スンムマ・ポテスター]) を、あるいは、至高統治権 (SÚMMUM IMPÉRIUM. [スンムウム・イムペリュウム]) を、あるいは、〔至高〕支配権 ([SÚMMUM] DOMÍNIUM. [スンムウム・] ドミニュウム]) を、所持している (habêre. [ハベーレ]), と

言われるのです。この・統治するための・権力と権利と (*pótestās et jūs impérandi* [ポテスター・エト・ユーヴス・イムペランディー]) は、市民の各人 (*únusquísque cívium.* [ウーヴヌスクウイスクウエ・キー・ヴィエウム]) が、自分のもつ・身体と心との能力と力との〔〈行使〉の〕ことごとくを、あの人間に、ないしは、〔あの〕協議体に、移譲した (*trānstulit.* [トランストウリト]) ことに、基づいているのです」(傍点は、原文イタリク。OL-II. p. 215)。

3) ところが、 “*EoL.*”, “*DC.*” が含む・致命的な 〈論理上の難点〉 の 〈第六〉は、上見の論述につづいて、それぞれ、記される・つきの立論と 〈理解〉・ 〈解釈〉 とに、現われてくる。

すなわち、

a) “*EoL.*” は、同じ§. 10. で、上記の叙述にひきつづき、以下のように論示する。

「しかしながら、どのような人間にしましても、自分自身の・身体と心との力 [の 〈行使〉] を、実際に (really), 他人に移譲することは、不可能でありますし、あるいは、その他人にしましても、上記の・身体と心との力 [の 〈行使〉] を、〔実際に〕受領することは、不可能でありますから、つぎのように理解されなくてはならないのです。すなわち、人間誰しもの・身体と心との能力と、身体と心との力と [の 〈行使〉] を、〔他人に〕移譲することは、移譲する人間が、自分の・身体と心との能力と、身体と心との力と [の 〈行使〉] を移譲する相手の人間に抵抗する・自分自身の権利を、〔その相手に〕引き渡すことであり、ないしは、譲り渡すことである以上のものでは、ない (… is no more but to lay by or relinquish his own right of resisting him to whom he so transferreth it), と」 (p. 104)。

“*DC.*” もまた、前出の Cáp. V. §. 11. で、既見のように、「市民の各人」による・「自分のもつ・身体と心との能力と力と [の 〈行使〉] のことごとく」

の「移譲」について述べたのにつづいて、こう記している。

「自分の・身体と心との能力 [の 〈行使〉] を他人に移譲することは、実際には (nātūrālī módo. [ナートゥーラーリー・モド]), 誰にもできないことであるのですから、上述の移譲を行なったとは、[移譲する人間が、移譲される相手に] 抵抗する・自分の権利を、譲り渡したこと (dē jûre súō resistendī dēcēssise. [デー・ユーウレ・スウオー・レスイステンディー・デーケッスイセ]) 以外の・なにものでもないのです」(OL・II. p. 215)。

b) i) 上見のとおり、ここでの・“EoL.”, “DC.” の立論は、 α) 第一に、「人間」の「身体と心との能力」・「身体と心との力」の 〈行使〉 は、〈物件〉ではない。

β) したがって、これを、「他人」に「実際に」「譲渡」・「移譲」することも、「他人」が、これを「実際に」「受領」することも、いずれも、「不可能」である——というところに、ある。

ii) であるとすれば、“EoL.” Pt. I. Chap. 19. 前出の§. 7. にあって、(本章・前・VII. 2), a), 参照), 「單一体の造出」にかかわって示された所論——すなわち、「…人間誰しもが、自分の意志を他人の命令に服従させる、という契約を交す場合には、人間誰しもは、自分の・身体と心との力 [の 〈行使〉] と、用いる手段とを、自分がその人に従う、という契約を交した・その人間に、譲渡する、という・このことへ、自分自身を拘束するのである」とする所論——は、の・上記の立論自体によって、〈成立しえない〉 ものとなる。

iii) そして、この所論の〈不成立〉は、「單一体の造出」の立論の崩壊にはかならず、したがって、「国家」の「造出」は、かかる立論からは、〈帰結しえない〉 ことを、意味する。

iv) “EoL.” については、致命的な〈論理上の・第六の難点〉の〈一半〉は、このところにある。

4) さて、 “EoL.”, “DC.” の・第二の立論は、 上記・3), b), i), ii) の〈不可能性〉を解消するための〈理解〉・〈解釈〉であって、 すなわち、「身体と心との力」・「身体と心との能力」の〈行使〉を「譲渡」・「移譲」することは、 これらを「譲渡」・「移譲」する「人間」が、「譲渡」・「移譲」の「相手」に抵抗する・自分自身の権利」を、 その「相手」に「引き渡す」・「譲り渡す」ことに〈ほかならない〉、 という〈理解〉ないし〈解釈〉である。

a) しかしながら、 この〈理解〉・〈解釈〉に、 “EoL.”, “DC.” の〈論理上の・第六の難点〉の・〈他の一半〉がある。(「第 I 部」。 「第VII章」)。 IV. 14)。『経済と経営』。18-2. 78-80 ページ、 参照)。

b) なぜなら。 i) “EoL.”, “DC.” にあっては、 “Lev. (E. L.)” においてとひとしく、「権利」と「自由」とは、 同義語である。

α) 「自然に基づく権利」・「自然にしたがう権利」(「自然権」)が、 一つの「自由」であることは、 すでに、 「第II部」。 「第III章」。 x), p), (『教養部・紀要』。 第 29 号。 128-130 ページ)、 ならびに、 「第 I 部」。 「第IX章」。 II. 1), b), xv), 口)； 5), c), iv), viii), ix) (『経済と経営』。 18-4.) に見たところである。

β) そして、 その「自由」とは、 同「第IX章」。 III. 1) ~12) (『経済と経営』。 18-4., 参照)、 一言でいえば、「人間」の〈身体と心との力の行使〉と〈身体と心との力の行使の仕方〉との〈無制限性〉であり、 逆に表現すれば、 “Lev. (E. L.)” が、「自由」を規定しているように、 〈身体と心との力の行使〉と〈行使の仕方〉とにたいして、「外部にある障害物が遠くに離れていること」である。

ii) 「権利」が、かかる「自由」であるところから〈帰結〉するのは——「権利の譲渡・移譲」もまた、「譲渡」・「移譲」する側の「人間」が、 当の「権利」を「受領」する側の「人間」に、「自由」を容認すること、 あるいは、 〈抵抗・妨害を、 加えない〉こと、 以外のものではない——ということである。

iii) はたして、 “EoL.” は、 Pt. I. Chap. 15. §. 2. にあって、 前見の・いわ

ば〈第二の自然法〉を示したあと、その内容である・「自然によって各人が万事にたいしてもっている権利を、わが身から、引き離せ」にかかわって、「権利の移譲」を、次・§. 3. 以下で、こう規定している。

「…権利を他人に移譲する (TRANSFER right to another) とは、移譲する人間が、その権利を受領する・当該の他人に向かって、その権利を移譲した以前に自分がその権利にたいしてもっていた権利〔権利を防衛する権利〕にしたがって当該の・受領する他人に抵抗することを、しないのが、自分の意志である、ないしは、妨害を加えることを、しないのが、自分の意志である (… it is his will not to resist, or hinder him), ということを、充分なしるしによって、表明することなのです。と言いますのは、各人は、自然によって、各物にたいする権利をもっているのでありますから、人間誰しもが、他人にたいして、他人が以前にはもっていなかった権利を移譲することは、まったく不可能であるからであるのです。ですから、権利の移譲にあたって人間誰しもが行ないますことは、自分がそのようにして自分の権利を移譲した相手の人間にたいして、妨害をうけずに、自由に、その・各物にたいする権利を利用するに任せておく (to suffer him, … to make benefit of the same [right to every thing], with molestation), という〔自分の〕意志を表明すること以上のものではないのです」(傍点は、引用者。p. 76)。

すなわち、「権利を他人に移譲する」とは、「他人」が「自然によってもっている・各物にたいする権利」を、「他人」が「利用する」ことに、——自分もまた、「自然によって」「各物にたいする権利」をもっており、「他人」の・上記の「権利」に〈抵抗することができ〉・〈妨害することができる〉にも拘らず——、「抵抗することを、しない」・「妨害することを、しない」(という・自分の「意志」を、「表明する」) ことに、ほかならないのである。

“DC.” もまた、Cáp. II. DE LÉGE NĀTŪRÆ CÍRCA CÓNTRACTŪS.
〔デー・レーエゲ・ナートゥウーラエ・キルカ・コントゥラクトゥウース〕。

(「契約にかかわる・自然に基づく法〔自然法〕について」) の§. 4. で、しかし、*“EoL.”* に比して、〈自然による・各人の・各物にたいする権利〉を (「万事にたいする権利」, 「本来もっている権利」 (*jūs prīmāevum.* [ユーヴス・プリマエウム])) という表現のもとに) 強調しながら、こう述べている。

「ところで、権利の移譲とは、ひたすらな無抵抗である、ということは (*Jūris trāuslātiōnem* in sólā nōn resīstentiā cōnsīstere. [ユーヴリス…トランスラーティオーオネム・イン・ソラ・ノーオン・レスイステンティア・コーンスイステレ]), つきの事柄から、すなわち、〔権利を〕移譲される人間は、権利の移譲の以前に、その時すでに、万事にたいする権利をもっていたのである、という事柄から、理解されるのです。〔すなわち〕、であればこそ、権利の移譲は、新しい権利を与えることができなかつたのですし、〔権利を移譲される〕相手の他人が自分の権利を享受することができなくなるような・移譲する人間の・正当な抵抗が、抹殺されることになるのです (*jūsta trānsfērentis resistēntia* … extingūitur. [ユーヴスタ・トランスフェレンティス・レスイステンティア…エクスティングウイトウル])。ですから、人たちの・自然にしたがう境遇にありましては、権利を取得する人間は誰しも、ただ、自分の・本来もっている権利を、確実に、すなわち、正当な妨害をうけずに、享受できることだけを (*ut sēcūrē et sīne jūstā molēstiā jūre sūō primāevō frūi pōssit.* [ウト・セークーレー・エト・スイネ・ユースター・モレスティア・ユーヴレ・スウォー・プリマエウォー・フルウイー・ポップスイト]), しているにすぎないのです。例をあげますと、いやしくも、自分の土地を、売却により、ないしは贈与によって、ほかの者に与えた人間は、その土地にたいする権利を、自分ひとりだけから除去するのであります、ほかの者たちから同じようにして除去するのではないのです」(傍点は、原文イタリク。OL・II. p. 171)。

しかし、上記の・*“EoL.”*, *“DC.”* の論示は、「権利」の「移譲」の〈範囲〉

に触れていないし、したがって、「抵抗することを、しない」<範囲>、「妨害を加えることを、しない」<範囲>も、言いかえれば、「移譲」された「権利」を「利用」・「享受」する「自由」の<範囲>も、語ってはいない。

そこで、“*EoL.*”, “*DC.*”の・上見の論示に基づきつつ、しかし、「権利の譲渡」一般ではなく、<なにらかの物件>にたいする「権利」の「譲渡」と限定することによって、上記の<範囲>を示しているのが、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 6.における・<権利の譲渡>についての論述である。すなわち、

「なにらかの物件にたいする・人間誰しもの権利を譲り渡す (*lay down. L. dēpōnit.* [デー・ポーニト]) とは、その物件にたいする・人間誰しも自身の権利という利益について、他人に妨害を加える自由を、わが身から引き離す (*divest himself of the Liberty, of hindering another of….* L. libertātē illā sē privat, … cōeterōs impēdiendī … [リーベルターアテ・イッルラ・セー・プリーィウアト, …カエテロース・イムペディエンディー…])。「他人に障害を加える自由を、断念する」こと、であります。と言いますのは、自分の権利を、放棄する人間、ないしは、移譲する (*passeth away. L. trānsfert.* [トラーアンスフェルト]) 人間は、ほかのなんびとにであれ、その相手が以前にもっていなかった・ある権利を [L.「相手が、自然に基づいて、以前にもっていたのではない・新しい権利を、なんびとにも」], 与えているのではないからであります。なぜなら、各人が、自然に基づいて、それにたいする権利を、もっていなかったものは、なに一つないのであるからです。[L.「なぜなら、万人には、万事にたいする権利が、あったからであるのです】。自分の権利を、放棄する人間、ないしは、移譲する人間は、もっぱら (*only. L. tāntum.* [タントム]), 移譲される相手が、移譲する人間からの妨害をうけずに (*without hindrance. L. sīne impedīmentō.* [スイネ・イムペディーメントー] 「障害をこうむらずに」), 自分自身の・初めからもっていた権利を、享受することができるようにするために、移譲される相手に道を空ける (*standeth*

out of his way. L. cēdit ēi. [ケーエディト・エイー])だけなのです。こうして、一方の人間が〔くにらかの物件にたいする権利〕の「移譲」によって、その分だけ、自分の権利を]減少させることにより、他方の人間にとて増加する効果は、もっぱら、後者の人間自身の・初めからもっていた権利の行使にたいする障害 (impediments) が、その分だけ〔移譲分だけ〕減少すること (diminution) であるに、すぎないのである。〔L. 「自分に移譲された・一方の人間の権利から、他方の人間に加わってきますものは、もっぱら、移譲する人間の側からくる障害の除去 (sublātio impedimentōrum. [スウブラティオ・イムペディメントーオルウム])以外のなにものでもないのです」〕(傍点は、原文イタリックと引用者。E. pp. 190—191 ; OL・III. pp. 103—104)。

c)さて、そこで、前見の・“EoL.”・Pt. I. Chap. 19. §. 10. の「人間誰しもの・身体と心との力」の〈行使〉を、〔他人に〕移譲すること」は、「移譲する人間」が、「自分の・身体と心との能力」の〈行使〉と「身体と心との力」の〈行使〉とを移譲する「相手の人間に抵抗する・自分自身の権利を、〔その相手に〕引き渡すこと」であり、ないしは、「譲り渡すこと」である「以上のものでは、ない」とする〈理解〉、ないしはまた、“DC.”・Cáp. V. §. 11. の・「自分の・身体と心との力」の〈行使〉を他人に移譲することは、「〔移譲する人間〕が、〔移譲される相手に〕「抵抗する・自分の権利を、譲り渡したこと以外の・なにものでもない」という〈解釈〉、に戻れば。

「…相手の人間に抵抗する・自分自身の権利を、引き渡すこと、…譲り渡すこと」、「…〔相手に〕抵抗する・自分の権利を、譲り渡したこと」のうち、
 i) まず、「相手の人間に抵抗する」とは、——その「相手の人間」(あの・〈单一〉の「人間」ないし「協議体」が、「自然によって、各物にたいしてもつ権利」・「本来もっている権利」を有するものではない以上——かかる「権利」の「利用」に〈妨害を加える〉ことでは、ありえない。
 ii) それゆえ、「相手の人間に抵抗する」とは、「相手の人間」(〈单一〉の

人間ないしは協議体)の「意志」——もとより、「人間誰しも」の(「各人」<すべて>の)「身体と心との能力」,「身体と心との力」,の<ことごとく>を「行使」する「原動力」たる「意志」——に,「抵抗する」ことでなくてはならない。

iii) つぎに,「相手の人間に」「抵抗する」「自分自身の権利」・「自分の権利」を「引き渡す」・「譲り渡す」,「譲り渡した」とは,前記・b), ii), iii) にしたがって——(今の場合には), <单一>の人間ないし協議体の・上記の「意志」にたいして,「抵抗することをしない」こと・「妨害を加えない」こと,「ひたすらな無抵抗」であること——に帰着することになる。

iv) してみると,「相手の人間に抵抗することを,しない」とは,——「人間誰しも」(「各人」<すべて>)が,各自の「身体と心との能力」の<行使>・「身体と心との力」の<行使>の「原動力」たる・自らの「意志」の<ことごとく>を,<(行使の仕方>を<教える>「理性」・「判断力」(「賢さ」)の<ことごとく>とともに),あの・<单一>の「人間」ないし「協議体」が,(もとより,「各人」<すべて>の「共同の平和」と「共同の防衛」と「共同の利益」,ないしは,「单一性」と「協同」とを<目的>に)<抱くことのありうる・あらゆる「意志」(および,あらゆる「理性」・「判断力」(「賢さ」))>に,<服従・従属させる>こと——以外のなにものでもないことになる。

d) しかるに,本章・前・VII. 5)によれば,上記・c), iv)の事柄は,“EoL.”にあっては,「各人」<すべて>が,各自の「身体と心との力」の<行使>の「ことごとく」を,<单一>の人間ないし協議体に,「譲渡すること」と,<同一>であるのであった。

e) あるとすれば,“EoL.”に言う<理解>——「各人」<すべて>が,各自の「身体と心との能力」と「力」との<行使>を「移譲すること」は,それを「移譲する・相手の人間[<单一>の人間ないし協議体]に抵抗する・自分自身の権利を,引き渡すことであり, …譲り渡すこと」である,とする<理解>——は,「单一体の造出」について語られた所論——「各人」<すべて>

は、各自の「身体と心との力」の〈行使〉を、〈单一〉の人間ないし協議体に「譲渡する」という所論——に帰着してしまう。

f) しかるに、"EoL." は自ら、この「譲渡」は、「不可能」である、としているのであった。

g) したがって、上記の〈理解〉は、この・「移譲」の「不可能」——再言すれば、「共同の力」の「設立」の・〈唯一〉の「道」である「单一体」（「国家」）を「造出」する・「各人」の・「身体と心との能力」の〈行使〉と、「身体と心との力」の〈行使〉とを、「ひとりの人間」ないしは「一つの協議体」に「移譲」することの「不可能」（「身体と心との能力」の〈行使〉と、「力」の〈行使〉との〈非物件性〉による）に、〈環流〉するのである。

h) このことは、言うまでもなく、「国家」の「造出」は、"EoL." が語る・「移譲」の〈理解〉によっても、〈不可能〉である、というにほかならない。

i) そして、"EoL." について以上に吟味された事柄は、"DC." が——「自分の・身体と心との力〔の行使〕」を他人に移譲することは、実際には、誰にもできないことであるのですから」、「市民の各人が、自分の・身体と心との能力〔の〈行使〕〕と身体と心との力〔の〈行使〕〕とのすべてを、あの〔〈单一〉の〕人間に、ないしは、〔あの・〈单一〉の〕協議体に」たいして「移譲を行なったとは、〔移譲する人間が、移譲される相手に〕抵抗する・自分の権利を、譲り渡したこと以外の・なにものでもないのです」——としている〈解釈〉についても、そのまま妥当することは、もとよりである。

j) これが、"EoL.", "DC." に現われる・致命的な〈論理上の・第六の難点〉の〈他の一半〉である。

5) a) ところで、"DC." について、さらに想起すれば。

「单一体」（「国家」）の「造出」について、"EoL." が、「各人」〈すべて〉が、〈单一〉の人間ないし協議体に、「譲渡する」のは、各自の「身体と心との力」の〈行使〉（と、「用いる手段」と）である、としているのにたいして、

“DC.”は、「移譲する」ものを、「各人の・身体と心との力」の〈行使〉(と、
「用いる手段」と)にたいする「権利」である、と規定していた。

b) であるとすれば、本章・前・VII. 6), d), ii) 以下に予示したよう
に、本・VIII. 前・4) に吟味された事柄は、ことごとく、この規定について
も言いうることになる。

c) そして、これもまた、“DC.”が含む・〈第六の難点〉の〈他の一半〉に、
属するものである。

6) 前述・4), e) に補言すれば。i) 上見の〈論理上の・第六の難点〉
の〈他の一半〉の根本は——「抵抗する権利」の「譲渡」とは、「抵抗する権
利」を〈譲渡する〉人間が、〈譲渡される〉人間の・当該「権利」の「利用」
にたいして、「抵抗することを、しない」ことであり、「妨害することを、し
ない」こと以外の・なにものでもない——というところに、あった。

しかし、このことは、「抵抗する」ことについて、「権利」という概念が、
〈消散〉することである。

ii) そして、「権利」という概念の〈消散〉は、「権利」と同義語である「自
由」について言えば——〈譲渡する〉人間の「抵抗する」「自由」が、〈消散〉
することを、意味する。

iii) かかる「自由」の〈消散〉から、「单一体」(「国家」)の「造出」にか
かわる立論にとって帰結する事柄は——「抵抗する」「自由」の〈消散〉とは、
「各人」が、自らの・「自由」な「意志」を、——その「意志」が、〈单一〉
の人間ないし協議体が〈抱くことのありうる・あらゆる意志〉となるように
——、この人間ないし協議体の「意志」に、〈服従・従属させる〉——とい
うことである。

iv) しかるに、「意志」は、「身体と心との能力」・「身体と心との力」の〈行
使〉(〈行動・行為〉)の「原動力」である、上記の・「意志」の〈服従・従属〉
は、「各人」が、各自の「身体と心との能力」と「身体と心との力」との〈行

使〉を、〈单一〉の人間ないし協議体に、「移譲する」ことと〈同一〉となるのである。

v) こうして、「抵抗する権利」の「譲渡」は、上述の・「各人」の「身体と心との能力」と「身体と心との力」との〈行使〉の「移譲」の「不可能」へ、〈環流〉するのである。

(「第VII章」。IV. 14), e) (『経済と経営』。18-3. 79-80 ペイジ); V. 3), c), ii)。同上・88 ペイジ)において、“EoL.”, “DC.” の・上見の立論は、「自由」(「権利」)それ自体を〈消散〉させるものである、としたのは、上述の意味において、である)。

7) さて、上見の・“EoL.”, “DC.” における・「单一体」(「国家」)の「造出」にかんする論示における・致命的な〈論理上の・第六の難点〉のすべては、(いわば〈第二の自然法〉が、“Lev. (E. L.)”において、「第二の自然法」に補正されるのと同時に、しかし、別箇に、〈解決の工夫〉を必須とする〈困難〉である。

a) なぜなら。“Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. XIV. prg. 4. に示される「第二の〔自然〕法」は、i) 一つには、「各人が各人に敵対する戦争」の〈单一・かつ根本にある・共通の原因〉たる「自然権」を、「各人」が、〈第三者〉に〈手渡ス〉・「譲渡する」・「移譲する」ことを内容とする「命令」を意味し、

ii) 二つには、同時に、その「移譲」——とりもなおさず、「移譲」される「自然権」(「各人」の「身体の力(能力)」と「心の力(能力)」との・「自由」な〈行使〉、すなわち、〈あらゆる行使〉が、〈单一〉の〈第三者〉への〈集中・凝結〉(換言すれば、「共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」))となるために、——「各人」の・「自然権」の・〈单一〉の〈第三者〉への「移譲」でなければならぬことを、意味しているのは、当然のことである。

iii) しかも、上記・β) の・〈单一〉の〈第三者〉にたいする・「自然権」の「移譲」が、〈相互に、同時に〉行なわれるのでなくては、「共同の力」の「設

立」（「国家」の「産出」）は〈不可能〉であるから、

iv) 「各人」による・「自然権」の「移譲」が、この〈相互性と同時性〉とを〈保証〉する・〈ただ一つのもの〉、すなわち、「各人」のあいだの「契約」によって、行なわれることの〈不可欠性〉を、——「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ」〔「自然権」を、〈单一〉の〈第三者〉に「移譲」する場合には、の意〕という・「移譲」の《條件》を自らの中に含むことにおいて——表現しているものもある。

b) i) ところが、（いかに「契約」によって、であるにせよ），「各人」の「身体の力（能力）」の〈行使〉と、「心の力（能力）」の〈行使〉とは，“EoL.”, “DC.” の言うとおり、その〈行使〉が〈非物件〉なるがゆえに、「他人」（〈单一〉の〈第三者〉）に「移譲」すること、「他人」がこれを「受領」することが、「不可能」である。

ii) そして、この「不可能」を解消すべく “EoL.”, “DC.” がとる〈理解〉・〈解釈〉も、結局は、この「不可能」へ〈環流〉するのであった。

iii) してみると、「各人」の「自然権」——換言すれば、「各人」の・「生命の保存」を「目的」とする・「身体の力」と「心の力」との・〈あらゆる行使〉——を、あの〈单一〉の〈第三者〉に「移譲」することもまた、ついに「不可能」を脱しえない、という〈論理上の困難〉に伴われていることになる。

iii) こうして、前掲の〈困難〉は，“EoL.”, “DC.” の・擬似〈第二の自然法〉が，“Lev. (E. L.)” にあって「第二の自然法」へ補正されて、「各人」の「自然権」の「移譲」が「各人」のあいだで交される・その「移譲」を《内容》とする「契約」を〈根拠〉づける〈論理〉をもつに至ると〈同時に〉、しかし、〈契約内容〉が含む〈論理上の困難〉として、別箇に、〈解決される〉ことを〈必須とする〉のである。

8) そこで、この〈困難〉を〈解決〉すべく，“Lev. (E. L.)” Pt. II. CHAP. XVII. prg. 13. がとる〈論理〉が、本稿・前・「第VIII章」に分析された・(DH.) Cáp. XV. 「他人の役割を演ずる人間について」から，“Lev. (E. L.)” Pt. II.

Chap. XVII. の直前の・Pt. I. Chap. XVI. 「人格について、本人について、および、人格とされた事物について」に展開する立論に現われる〈論理〉、すなわち、「各人」の「自然権」の「移譲」とは、「各人」が「本人」たるの「人格」によって、「自然権」——再言すれば、「各人」の・「生命の保存」を「目的」とする・「身体の力」と「心の力」との・〈あらゆる行使〉——を、〈单一〉の〈第三者〉（「至高権力保持者」（E. sovereign(e). L. súmmam potestâtem hábēns）となるに至る）に、その〈行使〉の「代行者」・「代理人」の「人格」を与える「権限〔資格〕」の〈付与〉（「各人」たる「私」が、「ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕」を、「付与スル」）によって、〈「代行」・「代理」せしめる〉ことにはかならぬ、とする〈論理〉である。

9) a) “*Lev. (E. L.)*” にあって、政治哲学を含む・ホブズの社会哲学 (E. Morall philosophie. L. philosóphia morális) の核心をなすものは、言うまでもなく、Part II. OF COMMON-WEALTH. CHAP. XVII. *Of the Causes, Generation, and Definition of a COMMON-WEALTH* (第二部. E. カマン-ウェルス〔国家〕について。第十七章. 国家いすれもの諸目的、産出、および、定義について, [L. DĒ CĪVITĀTE SĪVE RĒPÚBLICĀ. CÁPUT XVII. DĒ CÁUSA, GENERATIÓNE, ET DĒFÍNITIÓNE CĪVITĀTIS (「キィーウィタースないしはレープーブリカ〔国家〕について。第十七章。国家の目的、産出、および、定義について)]] に示される「共同の力を設立する〔「国家」を「産出」する〕たった一つの道」(E. L.), すなわち, E. L. 「各人が各人に敵対する戦争」(L.「万人が万人に敵対する戦争」)の「身の上」(E. condition. L. condítio) にある「各人」が、「平和」の〈創出〉への〈弁証法的転換〉をとげる過程たる・「共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)の・唯一の〈方法〉——換言すれば、上記の「各人」が自らのもつ「自然権」を、「ひとりの人間」ないしは「一つの・人々の会議体」(〈单一〉の〈第三者〉)に「移譲」する目的をもって交し合う「契約」(E. covenant. L. pácum) の《内容》の規定の《論理》である。

b) 本章が最後になすべきは、上述・8) のように、「各人」の「自然権」の「移譲」の「契約」の《内容》の規定の〈論理〉が——その「移譲」とは、「各人」が「本人」としての「人格」において、各自の「自然権」(約言すれば、「各人」の「身体の力」と「心の力」との・〈あらゆる行使〉)を、「至高権力保持者」となるに至る・〈单一〉の〈第三者〉に、「本人」の「代行者」・「代理人」としての「人格」によって、「代行」・「代理」せしめることである——という〈論理〉であることを、前記・7), a), b) の・「第二の自然法」が示す・「自然権」の「移譲」の〈論理〉、しかも、「自然権」の「移譲」が二重の意味をもつことの〈論理〉と、この「移譲」が「各人」間の「契約」によるものであることの〈論理〉との関連の中で、明らかにし、とりもなおさず、〈契約内容〉の〈意味理解〉をえることである。

c) 本章・次・IX. の主題は、上述のところにある。

((「第I部」。「第IX章 (つづき。VI. ~VIII.)」、終り。最終・IX. は、次々号)